
目黒区財政白書

2021

区財政の現状と見通し

財政計画(令和4年度～8年度)(素案)

令和3年11月



目黒区

目次

はじめに

第1章 区財政の現状と課題

1 収入と支出の動き.....	- 2 -
2 区の収入状況.....	- 3 -
3 区の支出状況.....	- 5 -
4 収入・支出の現状から見た区の財政運営上の課題.....	- 8 -
参考1 国による不合理な税制改正について.....	- 9 -
参考2 ふるさと納税による区財政への影響について.....	- 10 -
5 貯金(積立基金)と借金返済(公債費)の動き.....	- 11 -
6 主な財政指標.....	- 17 -
7 各年度決算時点での将来にわたる財政負担の状況.....	- 19 -
8 決算に基づく健全化判断比率について.....	- 20 -

第2章 財政運営上のルール

1 ルール設定の経緯.....	- 23 -
2 3つのルールと解説.....	- 24 -

第3章 財政収支の見通しと財政計画の策定

1 今後の区の財政状況.....	- 27 -
2 財政計画の策定に向けて.....	- 27 -
3 歳入・歳出の見通しと財政計画(素案).....	- 27 -
参考3 積立基金残高と特別区債残高に関する試算.....	- 31 -

用語解説.....	- 33 -
-----------	--------

財政運営上のルールの変更履歴.....	- 35 -
---------------------	--------

※ この白書における決算値は、特に指定のない限り、通常の「一般会計」ではなく地方財政統計上統一的に用いられる会計区分「普通会計」の金額を使用しています。

一般会計：目黒区の予算上の会計で、特別会計(国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計)以外の一般的な行政経費が計上されています。

普通会計：総務省の定める基準による統計上の会計で、目黒区では一般会計と用地特別会計を合算し、両会計間の重複や介護サービス事業費などを控除したものです。

※ 各表の計数は表示単位未満を四捨五入するなどの処理をしており、それらを足した数値と合計の数値が一致しない場合があります。

※ 年度表記については、表・グラフ中では原則として元号を省略しており、30年度までは平成、元年度以降は令和を表します。

はじめに

目黒区の「財政白書」は、平成8年7月に、バブル経済崩壊後の区財政のひっ迫した状況と、苦境を打開するための課題をまとめた「苦境に立つ区財政」を作成して以来、「実施計画」及び「財政計画」の策定に合わせて発行しており、今回で9回目となります。

前回の財政白書は、区財政が、景気の緩やかな回復基調に伴い、一定の収入の伸びが見込まれる一方で、ふるさと納税によるマイナス影響や、法人住民税の一部国税化による特別区交付金のマイナス影響もあり、大幅な増収は見込めない状況の中で、将来の新たな行政需要及び大規模災害や急激な経済変動などに対応するため、区の財政基盤をゆるぎない強固なものにしていくことを目的として作成しました。

現在わが国の景気は、新型コロナウイルス感染症(以下「コロナ」という。)の影響により、依然として厳しい状況にあるなか、持ち直しの動きが続いているものの、そのテンポが弱まっているとされています。先行きについては、感染対策の徹底や、ワクチン接種が促進されるなかで、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、景気が持ち直していくことが期待される一方で、国内外の感染症の動向による下振れなど、景気を下押しするリスクも合わせて指摘されています。

令和2年度決算において区税収入は、コロナ以前の令和元年度までの景気回復基調が反映され、過去最高額を記録しました。そのような中で、平時の業務と並行してコロナ対策に取り組み、さらに、財政運営上のルールによる基金の積立と起債発行額の抑制を行い、やるべき事をやった結果として、コロナの影響を大きく受けることなく、財源確保につながりました。

しかし、今後は、コロナの影響が区税収入にマイナス影響を与えることが想定されるとともに、子育て支援施策の拡充等に伴う社会保障経費の増や、学校施設の更新をはじめとした区有施設の更新経費など、様々な行政需要に対応するための財政負担や、景気変動による急激な歳入悪化などに備えた積立基金残高の確保など、区財政に対する課題は山積しています。

区では、令和3年3月10日、本区のまちづくりの将来像を示した基本構想を目黒区議会の議決を経て制定いたしました。現在、基本構想実現のための政策に関する10か年計画の「基本計画」と、基本計画に定める政策を具体化する5か年以下の行財政計画である「実施計画」及び「財政計画」の策定に取り組んでいます。

この動きと合わせて、区におけるさまざまな施策の背景となっている区財政の現状と課題、そしてその課題を解決するための財政運営上のルールについてまとめた、「財政白書 2021」を作成いたしました。

基本構想に定めた「さくら咲き 心地よいまち ずっと めぐる」を実現していくため、ポストコロナを踏まえた新たな時代に即した行財政改革を進め、将来にわたり安定して質の高い区民サービスを提供できる行財政基盤を構築するよう、最大限の取組を進めてまいります。

令和3年 11 月

目黒区

第 1 章 区財政の現状と課題

1 収入と支出の動き

平成 20 年度から平成 21 年度にかけて、リーマン・ショックの影響により収入が大幅に落ち込みました。そのままでは財源不足が生じてしまう可能性があったため、財源不足を確実に回避し、将来にわたり区民サービスを安定的、継続的に提供していくため「財政健全化に向けたアクションプログラム」に取り組みました。

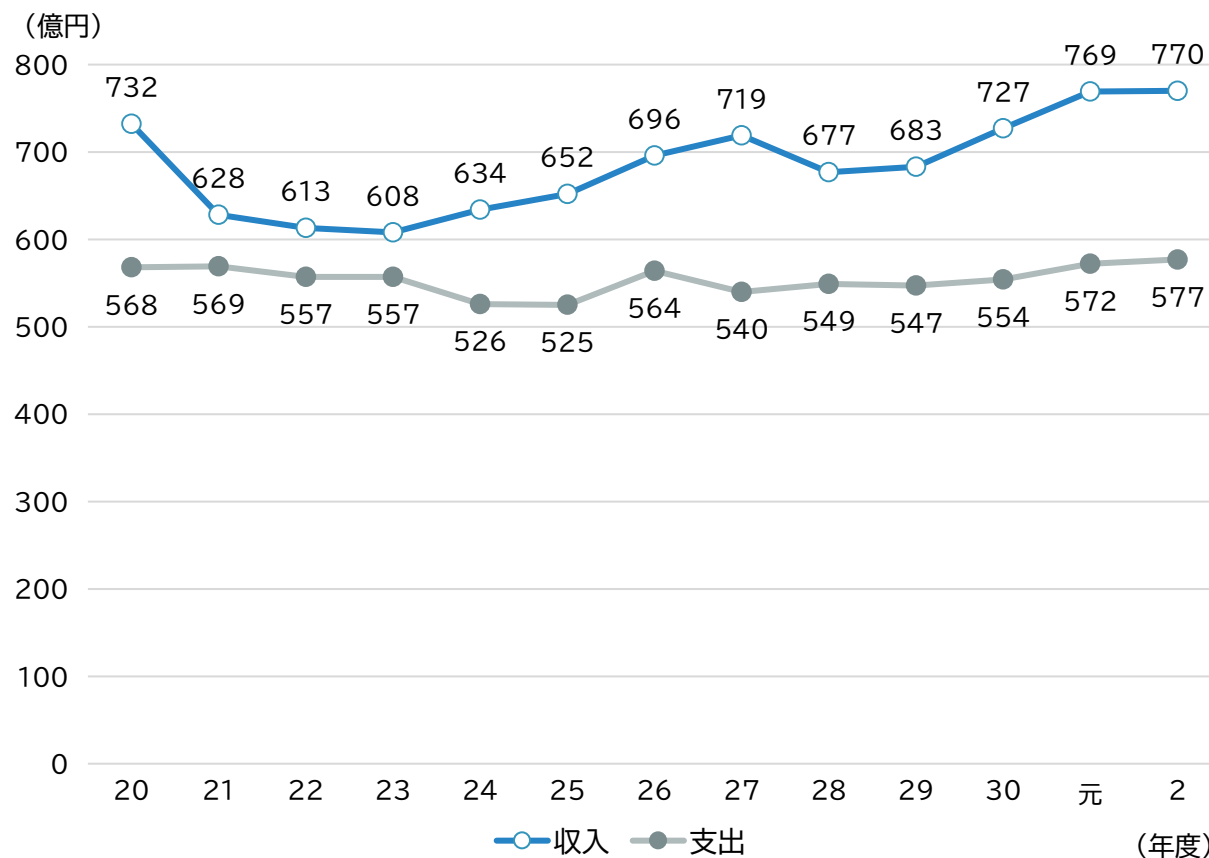
平成 23 年度以降の収入は、法人住民税の一部国税化やふるさと納税の影響(P9、10 参照)による特別区交付金や特別区民税の減がありつつも、緩やかな景気回復基調などにより堅調に伸びています。

支出については、扶助費の増を人件費と公債費の減でカバーするかたち(P6、7 参照)で、ほぼ横ばいとなっています。

(単位:億円)

区分	年度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2
収入		732	628	613	608	634	652	696	719	677	683	727	769	770
支出		568	569	557	557	526	525	564	540	549	547	554	572	577

※収入:一般財源、支出:経常的経費充当一般財源



2 区の収入状況

収入(特別区税、特別区交付金、税連動交付金)の推移

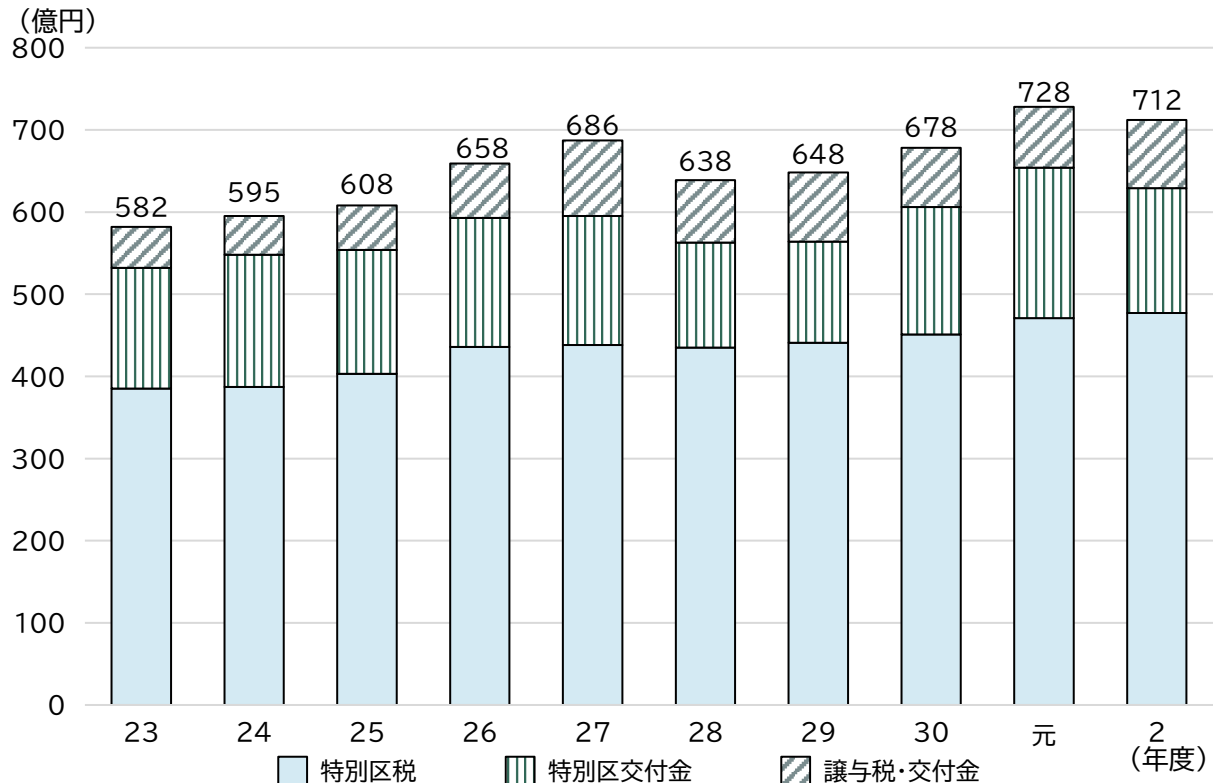
区の収入の中心となる特別区税は、急速な景気悪化の影響を受けて平成 24 年度までは 380 億円台で推移しましたが、以降は緩やかな景気回復基調を受け、平成 30 年度からは 450 億円を超えています。

都区財政調整に基づく特別区交付金は、平成 23 年度から平成 27 年度までは 150 億円前後で推移していましたが、平成 28 年度は法人住民税の一部国税化などにより 128 億円と前年度比 29 億円の減となりました。平成 30 年度以降は固定資産税や法人住民税の歳入増などにより 150 億円を超えています。令和 2 年度は法人住民税一部国税化の拡大の影響などにより前年度比 31 億円の減となりました。

地方譲与税・交付金は平成 23 年度から平成 25 年度までは 40～50 億円台で推移していましたが、平成 26 年度以降は 60～90 億円台での推移となっています。これは、平成 26 年 4 月及び令和元年 10 月の消費税率引上げにより、地方消費税を財源としている地方消費税交付金が増加したことが主な要因です。

(単位:億円)

区分 \ 年度	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2
特別区税	385	387	403	436	438	435	441	451	471	477
特別区交付金	147	161	151	157	157	128	123	155	183	152
譲与税・交付金	50	47	54	66	92	76	84	72	74	83
合計	582	595	608	658	686	638	648	678	728	712



歳入構成の推移

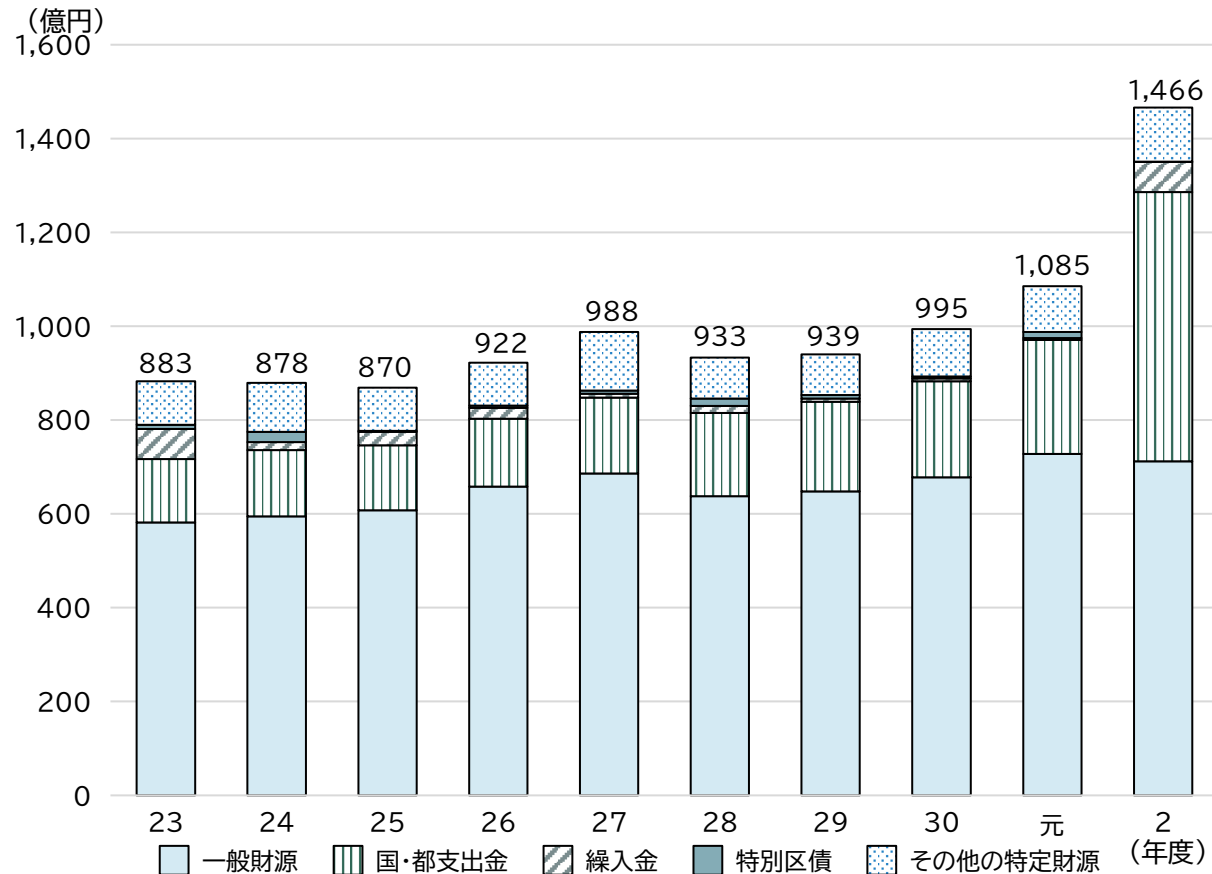
特定財源(使途が特定されている財源)を含めた歳入構成の推移を見ると、平成23年度は急速な景気後退による歳入減により、64億円の貯金(積立基金)を取り崩して対応しました。その後の景気回復と歳出抑制により、令和元年度の取崩し額は4億円となっています。令和2年度は新型コロナウイルス感染症(以下、「コロナ」という。)等への対応から64億円の取崩しを行っています。

また、借金(特別区債)については、財政運営上のルール(第2章参照)に基づく起債発行額の抑制などにより平成23～令和2年度までの10年間の年平均が9億円程度となっており、大規模な公園整備を中心とする起債を行った平成9～18年度の年平均106億円程度を大幅に下回っています。

令和2年度の国・都支出金が574億円と前年度の倍以上となっているのは、特別定額給付金給付事業費をはじめとするコロナ対応の各種補助金等が含まれるためです。

(単位:億円)

区分	年度	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2
一般財源		582	595	608	658	686	638	648	678	728	712
国・都支出金		135	141	138	145	162	177	191	205	243	574
基金等繰入金		64	17	29	23	8	15	7	6	4	64
特別区債		9	22	2	5	7	16	7	4	13	1
その他の特定財源		93	104	92	91	125	87	87	101	97	115
合計		883	878	870	922	988	933	939	995	1,085	1,466



3 区の支出状況

歳出構成の推移

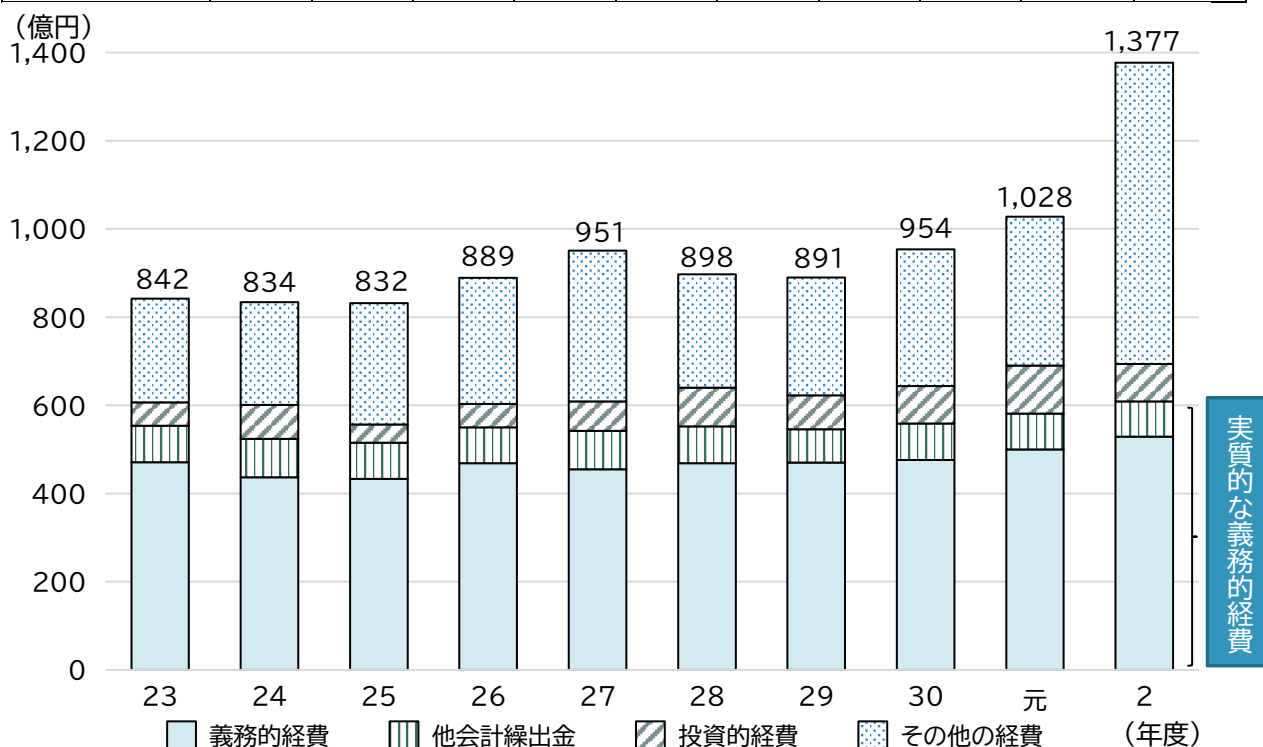
投資的経費(道路・公園や公共施設等の整備費)が年度により増減している一方で、義務的経費(人件費・扶助費・公債費)と他会計繰出金(国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険特別会計への繰出金)を合わせた「実質的な義務的経費」は若干の増加傾向にあるものの、ほぼ横ばいとなっています。令和2年度のその他経費が683億円と前年度の倍以上となっているのは、特別定額給付金給付事業費をはじめとするコロナ対応の各種補助金等が含まれるためです。

義務的経費とは、職員給与等の人件費、生活保護等の扶助費及び借金の返済経費である公債費の3つを指します。また、他会計繰出金は国民健康保険特別会計・後期高齢者医療特別会計・介護保険特別会計に対して繰り出される医療・介護保険制度に係る負担金です。これらは支出が義務づけられ、任意に削減することが困難であることから、増え過ぎると財政構造の硬直化につながるものです。

財政構造の硬直化とは、収入の多くを義務的経費を中心とした経常的な経費に使っているため、新たな行政需要に対応するための新規経費や老朽化した施設の改修などを行う臨時経費に充てる財源が不足することをいいます。

(単位:億円)

区分 \ 年度	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2
義務的経費	471	437	433	469	455	469	470	476	500	529
他会計繰出金	83	87	82	81	87	83	76	83	81	80
投資的経費	53	77	42	53	67	88	77	85	109	85
その他の経費	235	233	275	286	342	257	267	310	338	683
合計	842	834	832	889	951	898	891	954	1,028	1,377



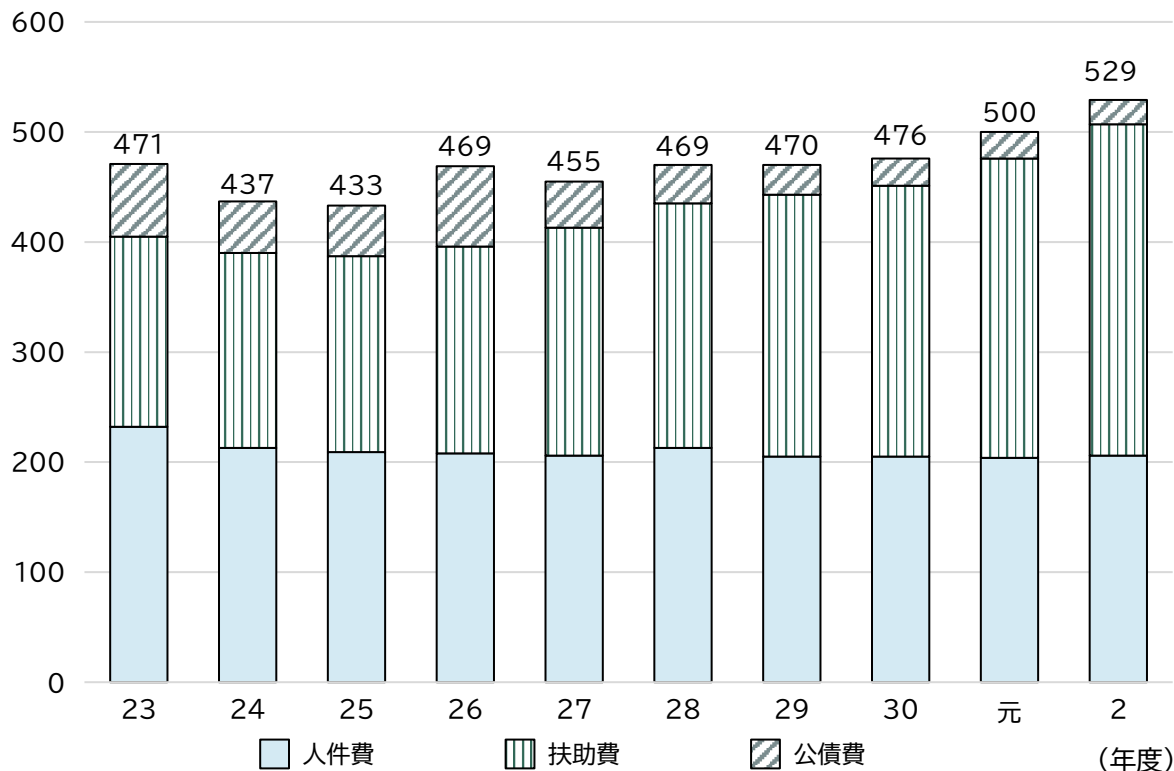
義務的経費の推移

義務的経費のうち、保育をはじめとする児童福祉や障害福祉、生活保護などの扶助費は、平成23年度は173億円でしたが令和2年度には301億円と10年間で128億円の大幅な増となっています。こうした中で、区では、職員定数や給与水準の見直しによる人件費の削減、新たな起債の抑制による公債費の削減を行うことによって、全体の義務的経費の増加を抑えてきました。

(単位:億円)

区分 \ 年度	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2
人件費	232	213	209	208	206	213	205	205	204	206
扶助費	173	177	178	188	207	222	238	246	272	301
公債費	66	47	46	73	42	35	27	25	24	22
合計	471	437	433	469	455	469	470	476	500	529

(億円)



扶助費の推移

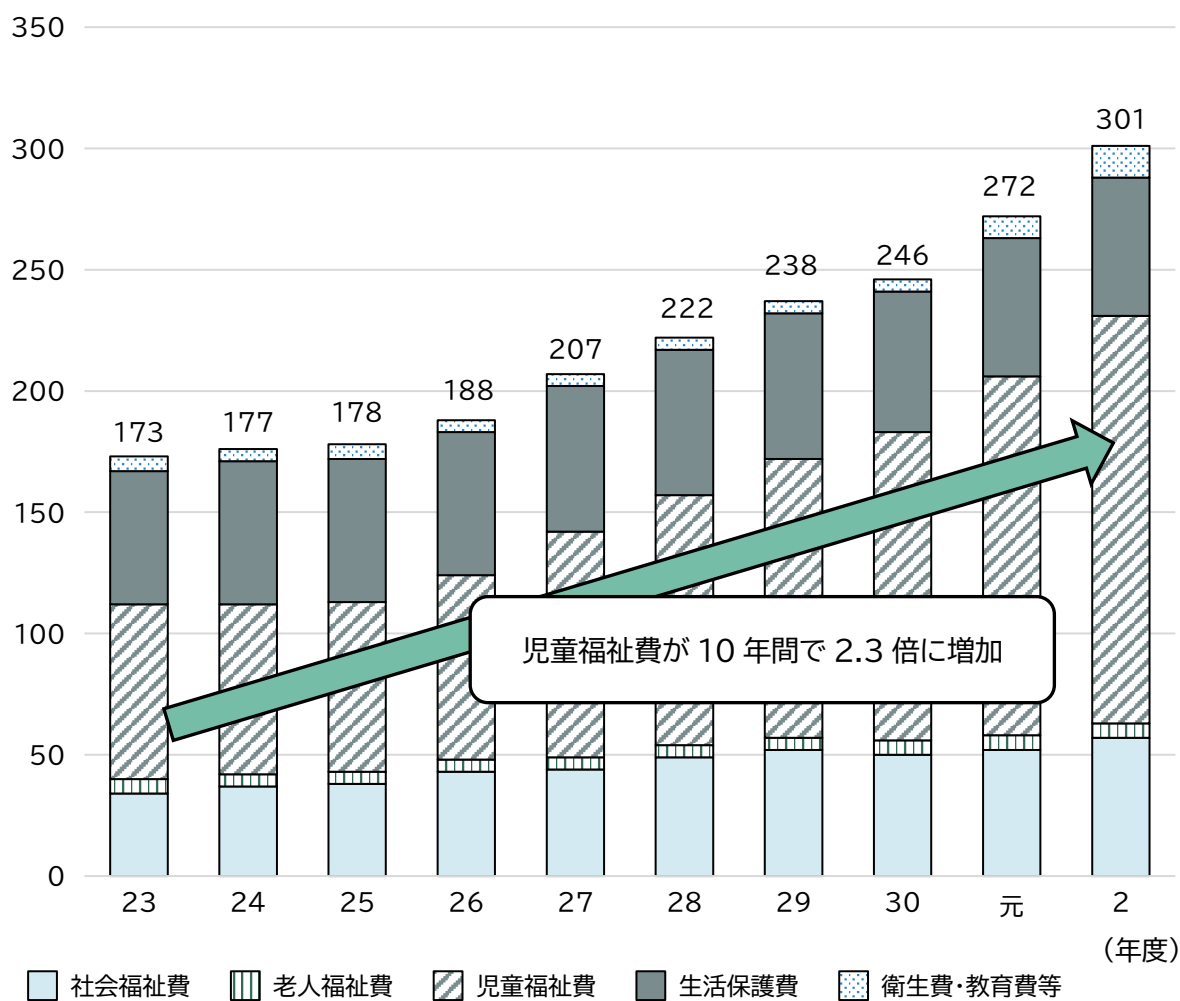
扶助費の中でも、児童福祉費、社会福祉費(障害福祉費等)の増加が大きく、令和2年度の児童福祉費は168億円で平成23年度比96億円の増、社会福祉費は57億円で同年度比23億円の増となっています。とりわけ児童福祉費の増加が著しいのは、待機児童対策として保育所整備を加速度的に進めてきたことによるものです。この取組の結果、令和2年4月に待機児童ゼロを達成することができました。

(単位:億円)

区分 \ 年度	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2
社会福祉費	34	37	38	43	44	49	52	50	52	57
老人福祉費	6	5	5	5	5	5	5	6	6	6
児童福祉費	72	70	70	76	93	103	115	127	148	168
生活保護費	55	59	59	59	60	60	60	58	57	57
衛生費・教育費等	6	5	6	5	5	5	5	5	9	13
合計	173	177	178	188	207	222	238	246	272	301

※各経費の説明は用語解説を参照

(億円)



4 収入・支出の現状から見た区の財政運営上の課題

収入の面では、平成 23 年度以降緩やかな景気回復を背景としておおむね右肩上がりの増収となっていました。法人住民税の一部国税化、地方消費税清算基準の見直し、ふるさと納税といった国の不合理な税制改正の影響等により、今後の大幅な歳入増は見込みにくい状況です。また、コロナの収束が見通せない中、社会経済活動レベルが低下し、さらなる減収となる可能性もあります。歳入減の要素が二つ重なり、ダブルパンチを受ける状況に置かれているところです。

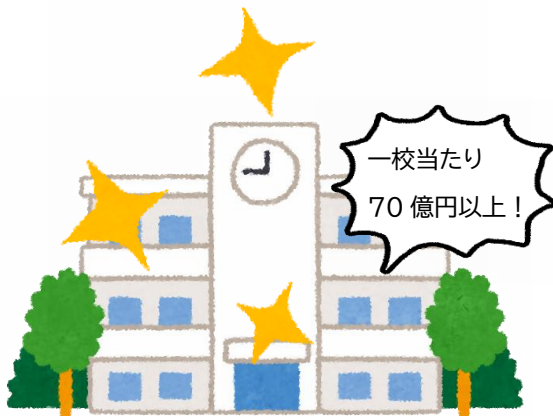
支出の面では、保育所待機児童対策を進めてきたことで扶助費が急激に増加していますが、これは施設運営に係る経費であり、今後も高い水準で推移することが想定されます。また、今後 30 年間で学校施設の更新に 1,700 億円を超える経費が見込まれる中、その一部を起債で対応することにより、公債費の増も見込まれるため、義務的経費の増が懸念されます。

歳入増が見込みにくく、義務的経費や区有施設の更新経費が増加する厳しい財政状況の中でも、急激な景気の悪化や大規模災害の発生などに備え、健全で安定的な財政基盤を構築する必要があります。



■現時点での学校施設更新経費の見込みについて

- ・ 約 30 年で 24 校を更新することとしています。
- ・ 更新経費の総額は 1,700 億円を超える見込みです。
- ・ そのうち、起債総額は 1,100 億円を超える見込みです。
- ・ 学校の規模などにより幅はありますが、一校当たりの平均経費は 70 億円を超える見込みです。



参考1 国による不合理な税制改正について

国は、日本全体が人口減少局面にあり、東京一極集中の傾向が加速しているとして、「地方創生」と「税源偏在是正」の名目のもと、地方税である法人住民税の一部国税化や地方消費税清算基準の見直し、ふるさと納税の拡充などの不合理な税制改正により特別区の貴重な財源は一方的に奪われており、特別区全体の影響額は令和 3 年度で約 1,800 億円、平成 27 年度からの累計で約 8,500 億円にもなります。

目黒区の令和 3 年度見込みでは、法人住民税の一部国税化により約 25 億円の減収、地方消費税清算基準見直しにより約 9 億円の減収、ふるさと納税により約 28 億円の減収となります。

特別区には、「子育て支援対策」、「高齢者対策」、「防災・減災対策」など、大都市特有の膨大な行政需要・課題が山積しており、このままでは、こうした行政需要・課題に対応する行政サービスの提供に支障をきたすことになりかねません。

地方財源の不足や地域間の税収格差の是正は、自治体間による財源の奪い合いで解決させるのではなく、地方が担う事務と責任に見合った税源を国から地方へ移すなど、国が責任を持ってその財源を確保すべきです。

目黒区をはじめとする特別区は、国が進める税源偏在是正の動きに対し、特別区としての考えを主張していきます。

■法人住民税の国税化

消費税率引上げにより税収の地域間格差が拡大するため、地方税である法人住民税の一部を国税化して地方交付税の原資を増やすことにより、地域間の財政力格差の縮小を図ろうとするものです。特別区は、地方交付税の不交付団体であることから、地方交付税の原資が増えることの恩恵を受けず、一方では、法人住民税の一部が国税化されることにより、法人住民税を原資としている特別区交付金の額が減少するため、財源が失われるものです。

■地方消費税清算基準見直し

地方消費税の清算基準については、平成 30 年度税制改正では、人口の比率を大幅に引き上げ、従業者数の基準数値を廃止するなどの見直しが行われました。客観的な指標である統計の比率を引き下げ、統計で把握できない部分を補う指標である人口の比率を高めるという見直しは「税収を最終消費地に帰属させる」という清算基準の制度の本来の趣旨とかけ離れた不合理なものと言わざるを得ません。この見直しにより東京都が減収となるため、特別区でも東京都から交付される地方消費税交付金が減少することとなります。

参考2 ふるさと納税による区財政への影響について

■ふるさと納税制度

ふるさと納税とは、自分が応援したい自治体へ『寄付をする』ことで、寄付金額に応じた税の控除を受けられる仕組みです。税の使われ方を考えるきっかけとなる、生まれ故郷の力になるなど、「ふるさと納税制度の趣旨」には賛同します。しかし、寄付を建前としながらも税源偏在是正の目的であることが明白であり、各自治体の返礼品競争が過熱するなど、「ふるさとを応援する」という本来の趣旨から逸脱していると考えられます。

■ふるさと納税による区財政への影響

ふるさと納税は、住んでいる自治体へ納めるはずであった税金の一部をほかの自治体に寄付する仕組みです。区民のみなさんがほかの自治体へふるさと納税をすると、その分、目黒区の税収が減ることになります。

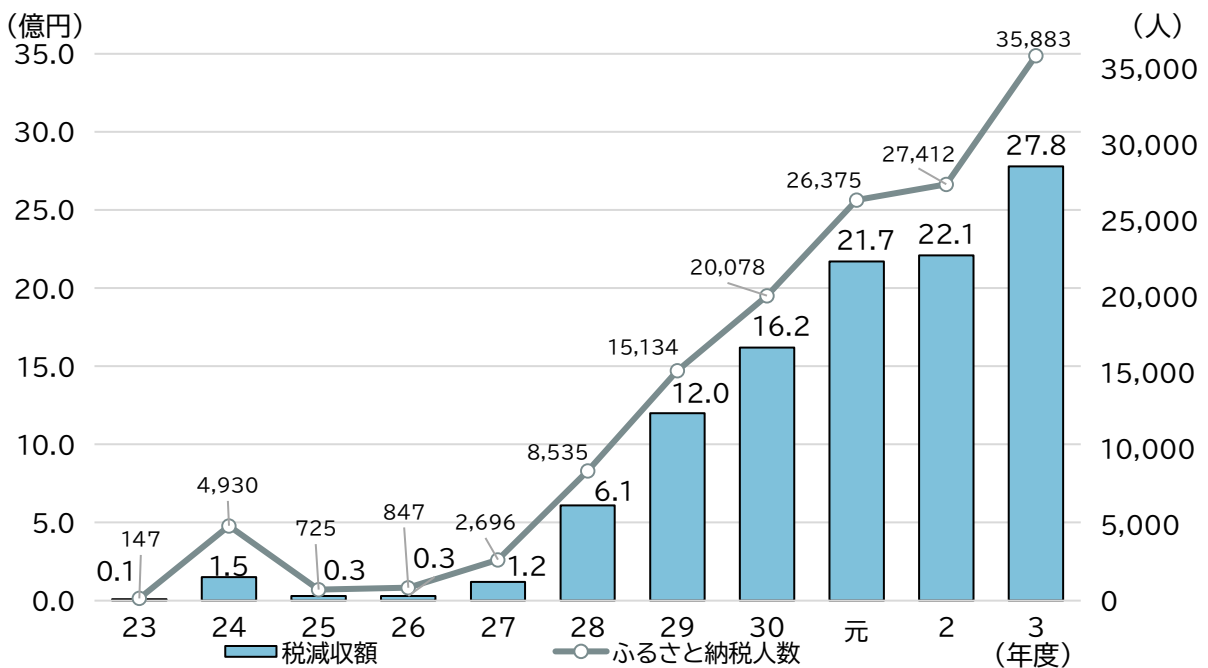
目黒区では、ふるさと納税により、令和元年度、2年度は約22億円の減収となりました。これは、令和3年度当初予算における新型コロナウイルスワクチン接種実施のための事業経費、約21億円を超える規模です。さらに、令和3年度は約28億円の減収が見込まれています。

このまま減収額が拡大していくと、様々な行政需要・課題に対応する行政サービスの提供に支障をきたすことになりかねません。

(単位:億円、人)

区分 \ 年度	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3
税減収額	0.1	1.5	0.3	0.3	1.2	6.1	12.0	16.2	21.7	22.1	27.8
ふるさと納税人数	147	4,930	725	847	2,696	8,535	15,134	20,078	26,375	27,412	35,883

*3年度は見込額



5 貯金(積立基金)と借金返済(公債費)の動き

貯金(積立基金)残高の推移

税収の落ち込みなど、いざというときに備えて、一般家庭と同じように区も貯金をしており、この貯金を積立基金といいます。財源不足が生じた際に活用する基金の残高は以下のとおり推移しています。

基金残高は平成 20 年度には 270 億円以上ありましたが、急激な収入の悪化に対し、区民生活への影響が最小限になるよう、毎年度大幅に基金を取り崩して対応した結果、平成 23 年度には 104 億円まで減少しました。

平成 24 年度から 3 か年で取り組むこととした「財政健全化に向けたアクションプログラム」において、不測の事態に対応可能な積立基金残高を確保するために、財政運営上のルール(第 2 章参照)を定めました。平成 25 年度以降、ルールに基づき積立を行い、基金残高の積み増しを行っています。その結果、基金残高が令和 2 年度末には 530 億円となるなど安定的な財政基盤の確立に一定の成果をあげることができました。

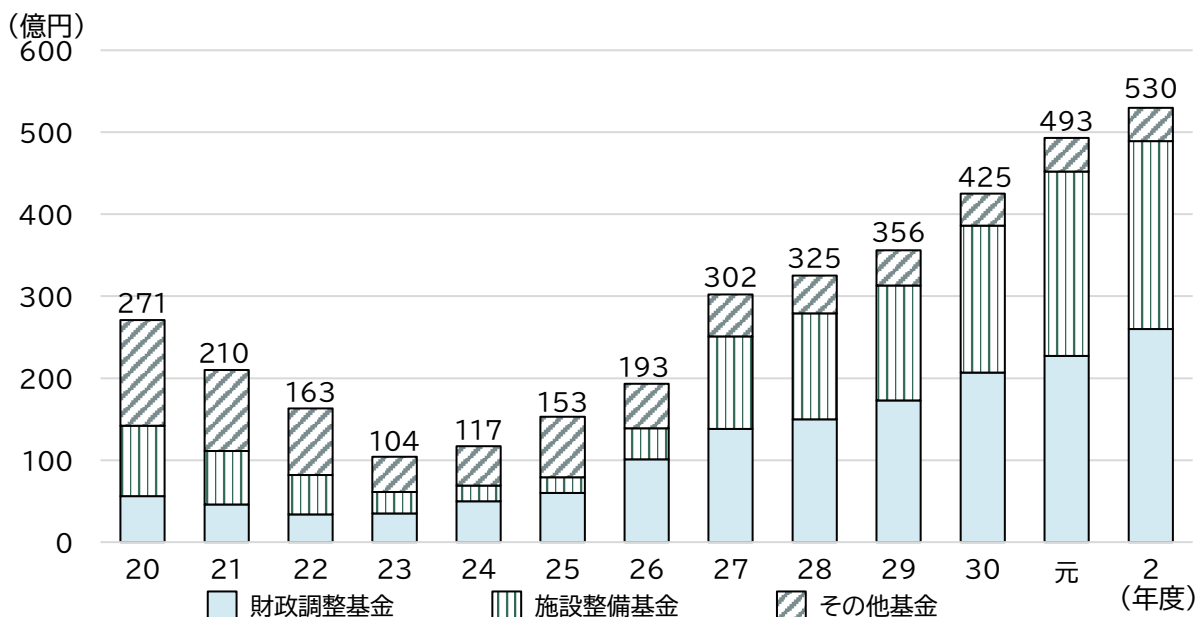
景気後退による収入の悪化で減った基金残高は回復しましたが、将来の景気変動による財源不足や老朽化した施設の更新などの行政需要に対応するため、引き続き基金残高を確保していく必要があります。

(単位:億円)

区分 \ 年度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2
財政調整基金	56	46	34	35	50	60	101	138	150	173	207	227	260
施設整備基金*	86	65	48	26	19	19	38	113	129	140	179	225	229
その他基金**	129	99	81	43	48	74	54	51	46	43	39	41	41
合計	271	210	163	104	117	153	193	302	325	356	425	493	530

*施設整備基金には学校施設整備基金を含む

**その他普通会計上の積立基金(減債基金、サクラ基金、社会福祉施設整備寄付金等積立基金など)



特別区債残高と公債費負担比率の推移、借入金(起債発行額)の推移

区が外部(国・民間)から資金を調達する長期の借入金のことを特別区債といい、これを発行することを起債といいます。

起債には世代間の負担の公平を図るという側面があるため、長期にわたって使用する施設や公園などの整備の際に活用します(いわゆる赤字を穴埋めするための起債は地方自治体では例外的なものとなっており、目黒区でも平成 18 年度以降は発行していません)。平成 9~13 年度に大規模な公園整備を中心とする起債(計 794 億円)を行いました。平成 25 年度以降は財政運営上のルール(第2章参照)に基づき、将来的な公債費負担を軽減するために起債発行額を抑制しています(平成 25~令和2年度合計 55 億円)。その結果、特別区債残高は令和 2 年度末で 119 億円と大きく減少しています。

また、起債した特別区債の償還経費(借金返済に必要なお金)のことを公債費といいます。令和 2 年度決算における公債費は約 22 億円で、歳出総額に占める構成比は 1.6%となっています。

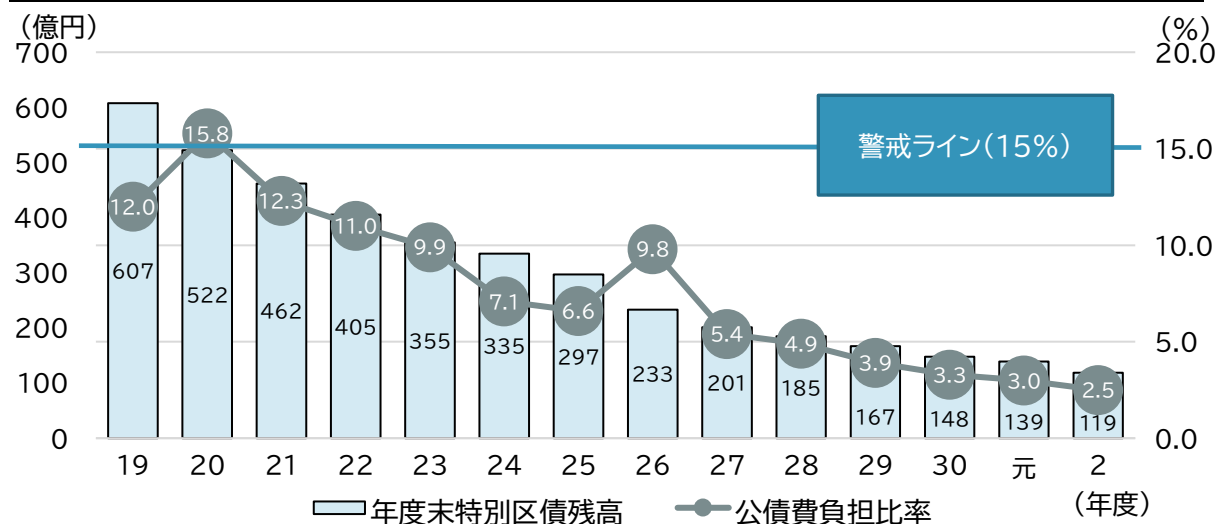
一般財源のうち公債費に充当された金額の割合で財政運営の硬直性を測るものとして公債費負担比率があります。公債費の負担が大きいと財政運営に余裕がなくなることから、公債費負担比率が 15%を超えると警戒ライン、20%を超えると危険ラインとされています。公債費負担比率は平成 20 年度に警戒ラインを超える状況でしたが、それ以降は警戒ラインを下回り、年々数値が改善しており、令和 2 年度は 2.5%となっています。(平成 26 年度は東山公園拡張整備の特別区債の満期一括償還などにより一時的に前年度比増)。これは、財政運営上のルールに基づく起債発行額の抑制と平成 9~13 年度に行った高額な償還が順次終了したことによるものです。

今後は学校をはじめとする区有施設の更新が控えていることから、起債発行額が増加することが見込まれます。

■特別区債残高と公債費負担比率の推移

(単位:億円、%)

区分\年度	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2
年度末特別区債残高	607	522	462	405	355	335	297	233	201	185	167	148	139	119
公債費負担比率	12.0	15.8	12.3	11.0	9.9	7.1	6.6	9.8	5.4	4.9	3.9	3.3	3.0	2.5

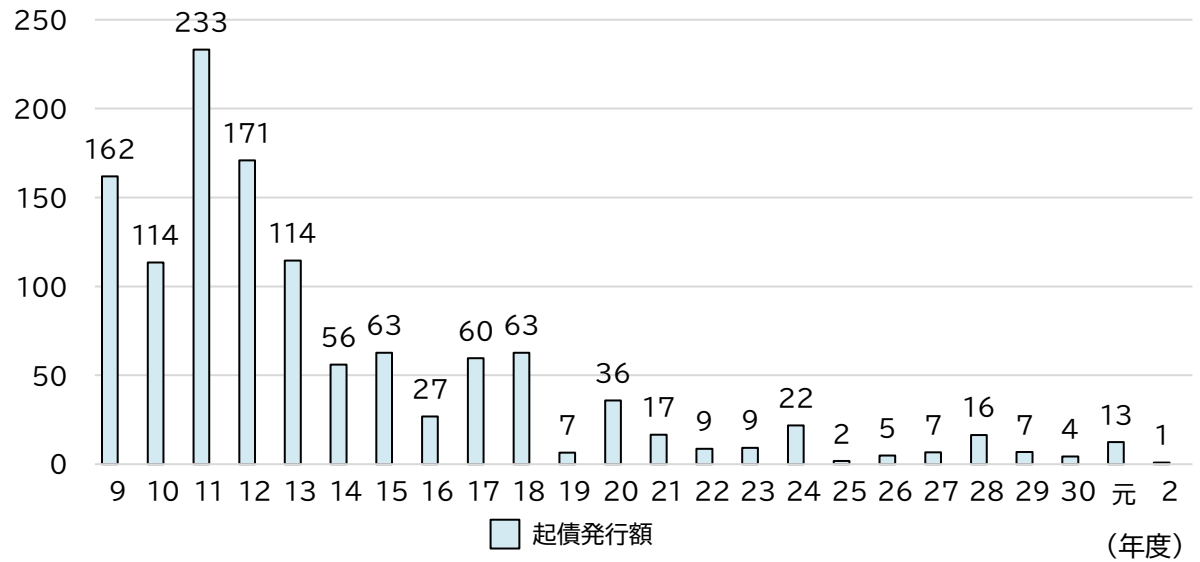


■起債発行額の推移

(単位:億円)

区分	年度	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
起債発行額		162	114	233	171	114	56	63	27	60	63	7	36
		21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2
		17	9	9	22	2	5	7	16	7	4	13	1

(億円)



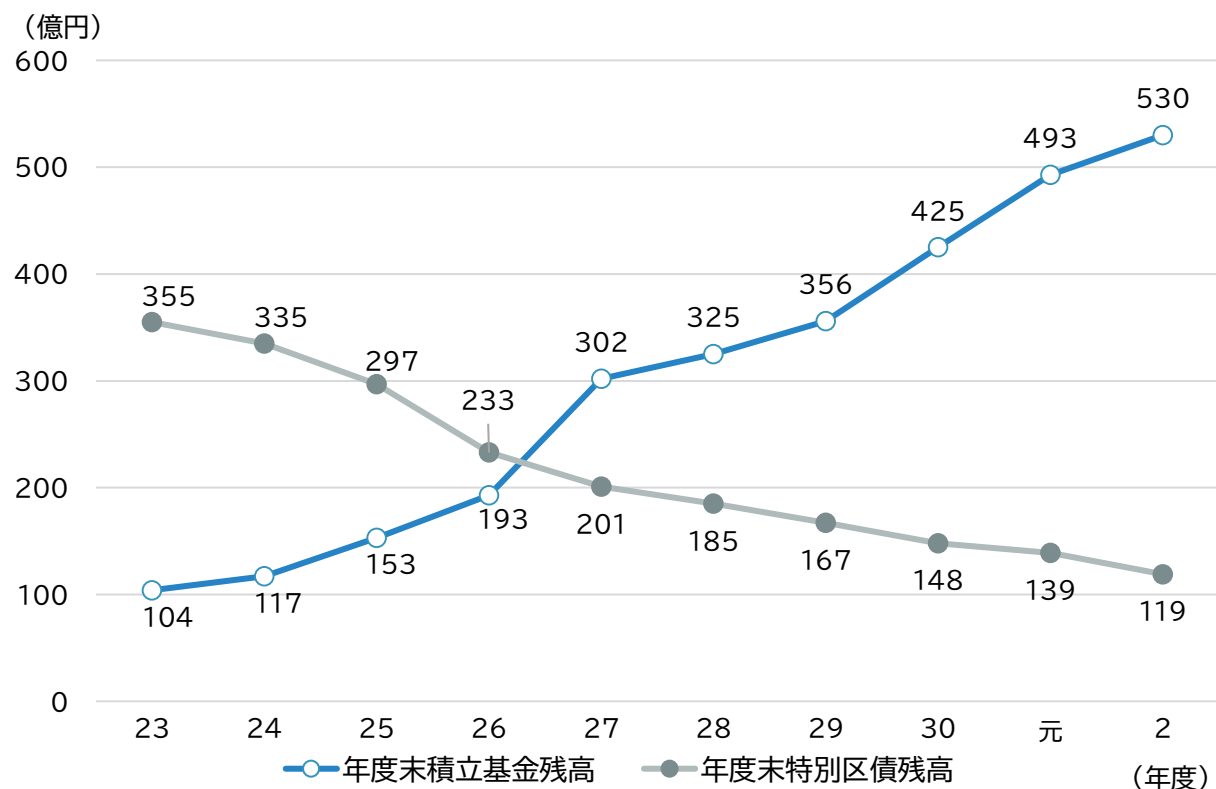
積立基金残高と特別区債残高の推移

目黒区は、平成 26 年度まで積立基金残高(貯金)よりも特別区債残高(借金)の方が多かった状況でしたが、財政運営上のルールに基づく貯金の積立と借金の抑制により、平成 27 年度からは特別区債残高(借金)よりも積立基金残高(貯金)の方が多くなりました。しかしながら、目黒区の積立基金残高(貯金)は特別区の平均の 6 割以下であり、決して楽観視できるレベルではありません。

地方交付税の不交付団体である目黒区などの特別区は、景気変動の影響を受けやすいため、もし貯金が尽きてしまうと、大きな税収の落ち込みがあった場合などには、区民サービスのために必要な財源を確保できなくなる恐れがあります。また、今後予定されている区有施設の更新のために起債発行額が増加することで特別区債残高が増加し、再び積立基金残高との差が縮むことが想定されます。そのため、持続的に安定した財政運営を行うことができるよう、健全で安定的な財政基盤を確立する必要があります。

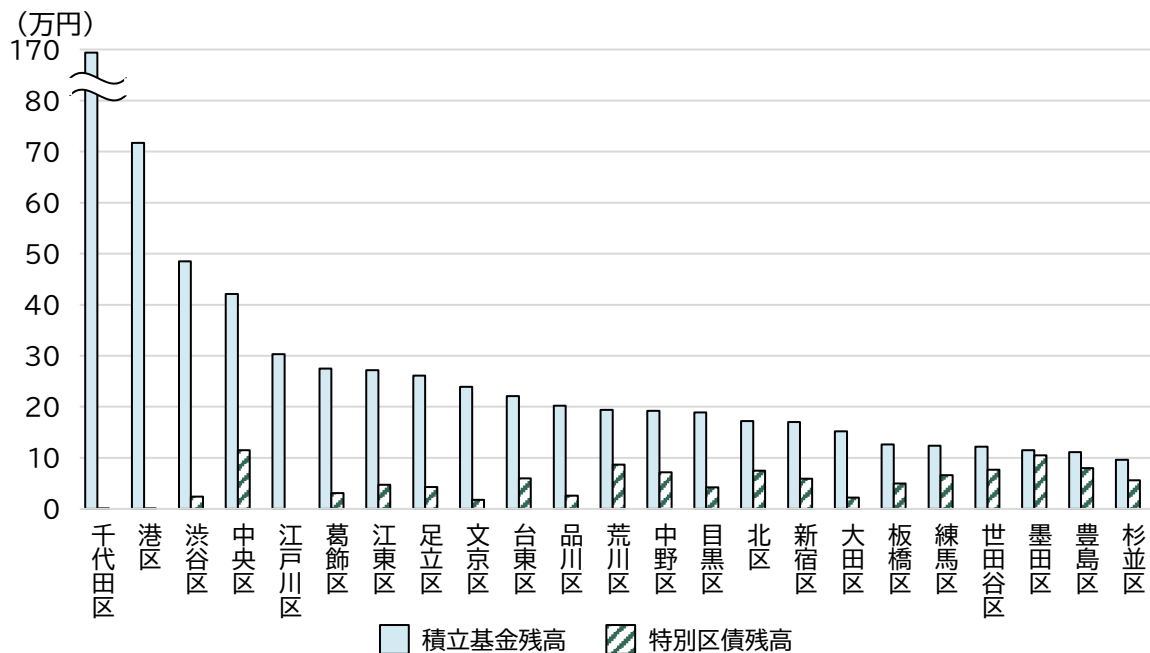
(単位:億円)

区分 \ 年度	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2
年度末 積立基金残高	104	117	153	193	302	325	356	425	493	530
年度末 特別区債残高	355	335	297	233	201	185	167	148	139	119



区民 1 人当たりの積立基金残高と特別区債残高

以下は特別区における令和 2 年度末時点での区民 1 人当たりの積立基金残高(貯金)と特別区債残高(借金)を基金残高の多い順に並べたものです。目黒区の特別区における順位は、積立基金残高が 14 位(残高の多い順)、特別区債残高が 9 位(残高の少ない順)となっています。



(参考資料1)

令和2年度末における起債残高と積立基金残高の状況(普通会計)

区名	人口(R3.4.1)		起債残高		1人当り起債残高		積立基金残高		内財調基金		1人当り積立基金	
	(人)	順位 大→小	(百万円)	順位 小→大	(円)	順位 小→大	(百万円)	順位	(百万円)	順位 大→小	残高(円)	順位 大→小
千代田区	67,140	23	68	1	1,013	2	113,706	6	41,606	5	1,693,566	1
中央区	170,946	22	19,675	12	115,095	23	71,986	12	28,642	13	421,104	4
港区	258,821	17	325	2	1,256	3	185,544	2	52,602	1	716,882	2
新宿区	344,577	12	20,376	13	59,133	14	58,722	16	33,875	10	170,418	16
文京区	226,653	19	4,183	4	18,456	4	54,226	18	18,742	20	239,247	9
台東区	203,988	21	12,190	8	59,758	15	45,163	20	9,668	23	221,400	10
墨田区	275,975	16	29,040	19	105,227	22	31,870	22	22,695	17	115,481	21
江東区	526,621	8	24,815	16	47,121	11	143,323	4	33,854	11	272,156	7
品川区	406,083	10	10,634	6	26,187	7	82,163	11	10,483	22	202,331	11
目黒区	281,093	15	11,906	7	42,356	9	53,002	19	26,009	15	188,557	14
大田区	733,793	3	16,242	10	22,134	5	111,871	7	50,470	2	152,456	17
世田谷区	920,471	1	70,658	23	76,763	19	111,861	8	38,121	9	121,526	20
渋谷区	230,291	18	5,617	5	24,391	6	111,705	9	40,090	8	485,060	3
中野区	334,581	13	24,022	15	71,797	17	64,157	14	28,688	12	191,753	13
杉並区	573,375	6	32,091	21	55,969	13	55,076	17	40,842	7	96,056	23
豊島区	286,596	14	22,970	14	80,148	20	31,676	23	19,244	19	110,525	22
北区	352,638	11	26,606	17	75,448	18	60,575	15	17,425	21	171,777	15
荒川区	216,335	20	18,793	11	86,870	21	42,027	21	20,705	18	194,268	12
板橋区	570,024	7	28,623	18	50,214	12	71,806	13	26,923	14	125,970	18
練馬区	740,417	2	48,849	22	65,975	16	92,019	10	43,953	4	124,280	19
足立区	691,190	5	29,666	20	42,920	10	180,581	3	45,589	3	261,261	8
葛飾区	463,176	9	14,471	9	31,243	8	127,376	5	23,642	16	275,006	6
江戸川区	694,630	4	327	3	471	1	210,561	1	41,208	6	303,127	5
計	9,569,414		472,148		49,339		2,110,999		715,077		220,599	
平均	416,061		20,528		-		91,782		31,090		-	

(多い順)

(少ない順)

(少ない順)

(多い順)

(多い順)

(多い順)

6 主な財政指標

経常収支比率

地方税などの経常的に収入される一般財源がどの程度経常的経費に使われているかを示す指標として、「経常収支比率」があります。この比率が高いほど、財政構造の硬直化が進んでいるといわれています。目黒区と特別区平均の経常収支比率の推移を見ると、目黒区は平成 30 年度までは特別区平均を上回っていましたが、令和元年度、2 年度は特別区平均を下回りました。

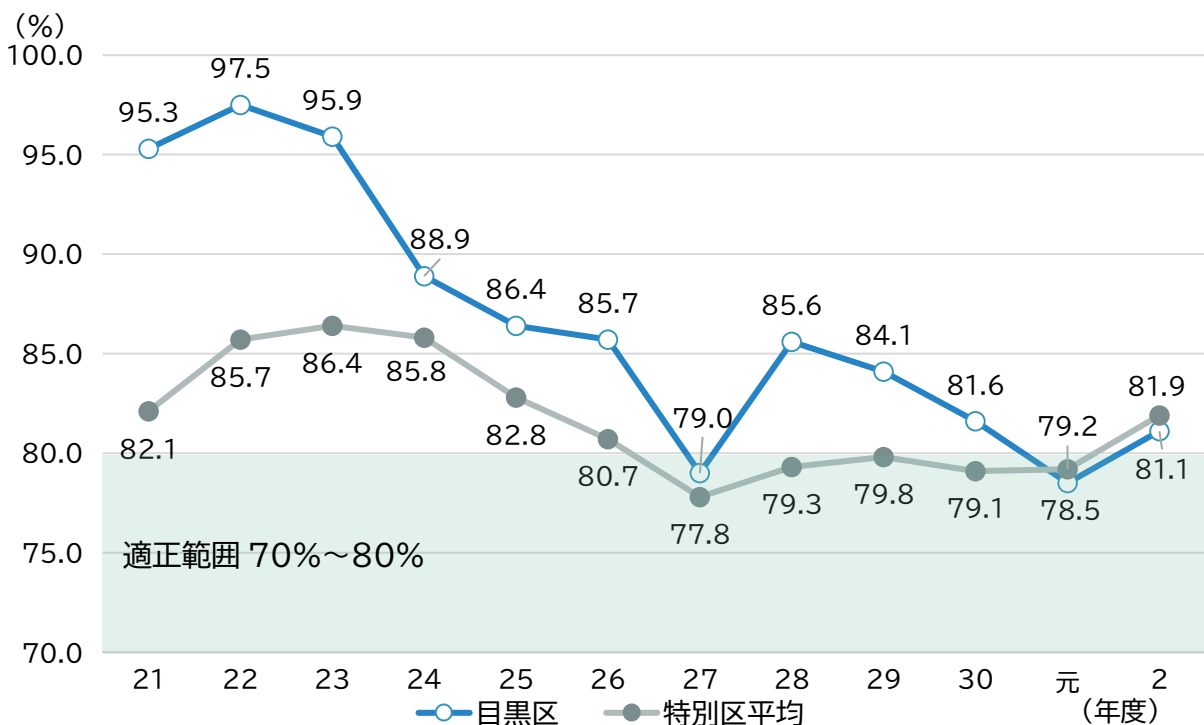
世界規模での経済危機に起因する景気後退により、平成 21 年度に収入が大幅に落ち込んだことから経常収支比率が急激に悪化しました。経常収支比率の適正範囲は 70～80%とされていますが、目黒区の平成 21～23 年度の数値は 95%以上で適正範囲を大幅に超えていました。

このような状況から「財政健全化に向けたアクションプログラム」の実施による支出の削減と、景気の回復による収入の増加などにより、平成 24 年度以降は 90%を下回り、平成 27 年度には 8 年ぶりに適正範囲内の 79%まで改善しました。

しかし、緩やかな景気回復基調を背景とした特別区民税の増収や公債費の減というプラス要因がありつつも、税制改正による特別区交付金等の減、扶助費の増といったマイナス要因もあり、継続して適正範囲内にとどまることができていません。令和 2 年度は、法人住民税の一部国税化の影響により特別区交付金が大きく減となったことなどから、適正範囲外の 81.1%となりました。財政構造の硬直化からは脱却しきれていない状況であるといえます。

(単位:%)

区分	年度	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2
目黒区		95.3	97.5	95.9	88.9	86.4	85.7	79.0	85.6	84.1	81.6	78.5	81.1
特別区平均		82.1	85.7	86.4	85.8	82.8	80.7	77.8	79.3	79.8	79.1	79.2	81.9



実質収支比率

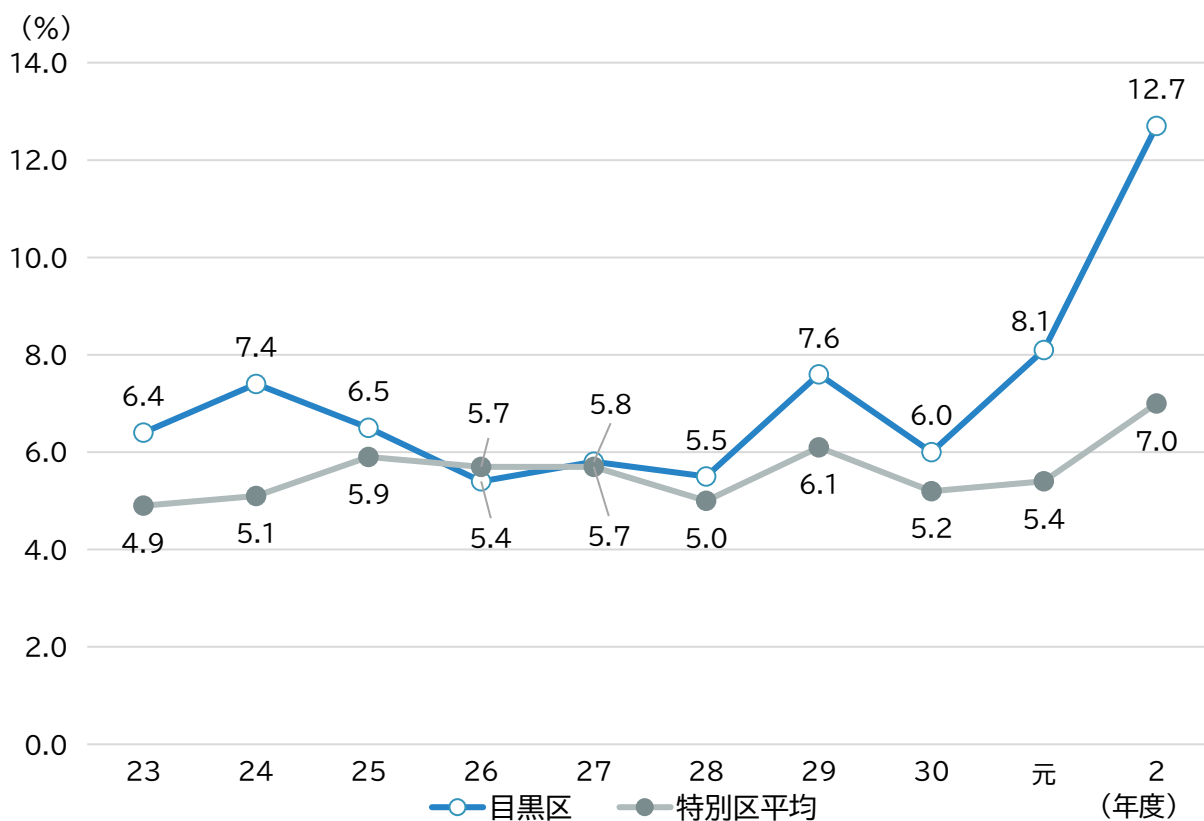
実質収支とは、財政運営の状況を判断する数値で、歳入決算額から歳出決算額を引いた額（形式収支）から、翌年度に繰り越すべき財源を控除した額のことであり、当該年度の黒字または赤字の額を示しています。

「実質収支比率」は、標準財政規模（特別区税、特別区交付金、地方譲与税などの一般財源をもとに地方自治体としての標準的な財政規模を示す額）に対する実質収支の割合を示す指標で、黒字であればプラスとなりますが、一般的にはおおむね 3～5%が適当と言われています。

令和 2 年度においては、目黒区は 12.7%であり、特別区平均と比較すると 5.7 ポイント高くなっています。これは、特別区税や新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等について、見通しを超えた収入があったこと、コロナ対策事業費など、年度末まで予算執行の見通しが立てられなかったことによる不用額が多かったこと等が要因と考えられます。

(単位:%)

区分 \ 年度	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2
目黒区	6.4	7.4	6.5	5.4	5.8	5.5	7.6	6.0	8.1	12.7
特別区平均	4.9	5.1	5.9	5.7	5.7	5.0	6.1	5.2	5.4	7.0



7 各年度決算時点での将来にわたる財政負担の状況

将来にわたる財政負担とは、今後、返済しなければならない特別区債の残高や、支払うことが決まっている債務負担行為(将来にわたる債務の負担限度額を定めておくこと)の合計額(借金等)から、将来への備えである基金(貯金)の額を差し引いたもので、決算時点において、将来の財政負担がどの程度残っているのかがわかります。

将来にわたる財政負担(△404 億円)[令和 2 年度決算]

= 令和 2 年度末特別区債現在高(119 億円) + 債務負担行為(7 億円) - 令和 2 年度末基金残高(530 億円)

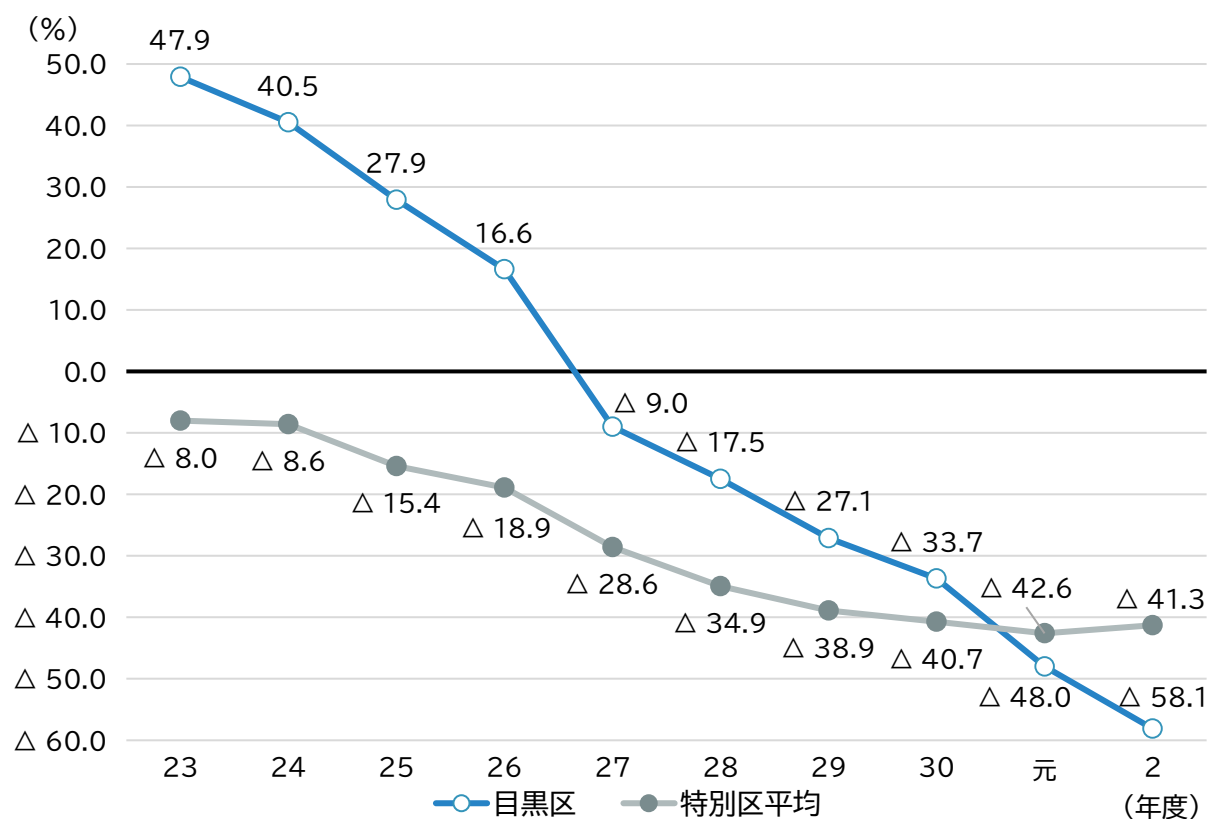
この額を標準財政規模で除した数値の推移を示したものが以下の表です。この数値は、平成 27 年度からマイナスとなっています。また、特別区平均より高い値が続いていましたが、令和元年度、2 年度は特別区平均を下回っています。

将来的には、区有施設の更新が具体化していくにしたいが、基金の取崩しや特別区債の増加が想定されます。持続的に安定した財政運営のために、特別区債や積立基金をさらに適切に運用していく必要があります。

なお、令和 4 年度以降の特別区債や積立基金の将来予測については、第 3 章を参照してください。

(単位:%)

区分 \ 年度	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2
目黒区	47.9	40.5	27.9	16.6	△ 9.0	△ 17.5	△ 27.1	△ 33.7	△ 48.0	△ 58.1
特別区平均	△ 8.0	△ 8.6	△ 15.4	△ 18.9	△ 28.6	△ 34.9	△ 38.9	△ 40.7	△ 42.6	△ 41.3



8 決算に基づく健全化判断比率について

地方公共団体(都道府県、市町村及び特別区)は、毎年度、健全化判断比率(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの指標)を監査委員の審査に付した上で議会に報告し公表しなければならないことになっています。

目黒区の令和2年度の決算における健全化判断比率は以下のとおりです。前年度に引き続き、いずれも早期健全化基準を大きく下回っています。

実質公債費比率、将来負担比率については、特別区における算定上、国の定める算入公債費の額を実質の区の負担から大きく減じるルールとなっています(地方交付税で償還財源として算定されるため)。そのため、目黒区を含む特別区は国内での比較では格段に健全性が高い評価となります。

しかし、基準を下回れば直ちに問題がないとするのではなく、各指標を財政の健全性の一つの目安として、各指標の算定要素についても個別に着目し、分析を行い、引き続き健全化に取り組むことが求められています。

(単位:%)

年度	区分	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
2年度	健全化判断比率	-	-	△ 4.0	-
	実算定値(参考)	△ 12.71	△ 14.51	同上	△ 100.0
元年度	健全化判断比率	-	-	△ 4.0	-
	実算定値(参考)	△ 8.12	△ 9.02	同上	△ 95.3
早期健全化基準		11.25	16.25	25.0	350.0
財政再生基準		20.00	30.00	35.0	

※実質赤字比率、連結実質赤字比率、将来負担比率は、負の値(黒字)の場合「-」と表示しますが、参考として実算定値を記載しています。

■実質赤字比率

一般会計と用地特別会計の実質赤字額の標準財政規模に占める割合を比率で表すものです。

■連結実質赤字比率

全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対して占める割合を比率で表すものです。

■実質公債費比率

この指標は、一般会計等が負担する公債費、公債費に準ずるような債務負担行為(障害福祉施設利用者の送迎委託など)による支出、あるいは一部事務組合等の起債償還経費への負担金(東京二十三区清掃一部事務組合などが起こした地方債の償還経費に充てたと認められる負担金)など準元利償還金の負担が、標準財政規模に対してどの程度の比率かを表すもので、過去3年の平均値で算出します。

■将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率を表すもので、将来的な視点で地方債などいわば約束された償還総額が過度の負担になっていないかを確認する指標です。

公債費負担比率と実質公債費比率について

どちらも公債費に充当された一般財源額の割合を示す指標ですが、以下のような違いがあります。

	公債費負担比率	実質公債費比率
算定期間	・単年度	・3年間の平均値
令和2年度 決算数値	・2.5% (一般的に15%を超えると警戒ライン、20%を超えると危険ラインといわれている)	・△4.0% (適正値は25%以下)
範囲	・普通会計の公債費	・普通会計の公債費 ・公営企業会計の公債費 ・公債費に準ずる債務負担行為 ・一部事務組合等の起債償還経費への負担金
メリット	・単年度の財政負担の状況が把握しやすい	・公営企業会計も含めた自治体全体の隠れ借金が把握できる
デメリット	・隠れ借金が把握できない	・積算ルール上実際は措置されない国の財源措置を算入するため特別区の実態と乖離

(参考資料2)

令和2年度決算に基づく健全化判断比率一覧表(特別区)

(単位:%)

区名	実質赤字比率		連結実質赤字比率		実質公債費比率		将来負担比率	
	2年度	元年度	2年度	元年度	2年度	元年度	2年度	元年度
千代田区	-	-	-	-	△ 0.2	0.0	-	-
中央区	-	-	-	-	△ 0.2	△ 0.1	-	-
港区	-	-	-	-	△ 1.6	△ 1.8	-	-
新宿区	-	-	-	-	△ 3.5	△ 3.7	-	-
文京区	-	-	-	-	△ 4.5	△ 4.5	-	-
台東区	-	-	-	-	△ 2.7	△ 2.4	-	-
墨田区	-	-	-	-	△ 1.2	△ 1.2	-	-
江東区	-	-	-	-	△ 3.7	△ 4.0	-	-
品川区	-	-	-	-	△ 4.5	△ 4.5	-	-
目黒区	-	-	-	-	△ 4.0	△ 4.0	-	-
大田区	-	-	-	-	△ 3.7	△ 4.0	-	-
世田谷区	-	-	-	-	△ 3.8	△ 4.5	-	-
渋谷区	-	-	-	-	△ 3.8	△ 3.8	-	-
中野区	-	-	-	-	△ 3.5	△ 2.8	-	-
杉並区	-	-	-	-	△ 5.6	△ 6.0	-	-
豊島区	-	-	-	-	△ 1.7	△ 1.8	-	-
北区	-	-	-	-	△ 3.0	△ 3.2	-	-
荒川区	-	-	-	-	△ 0.3	0.0	-	-
板橋区	-	-	-	-	△ 4.6	△ 3.6	-	-
練馬区	-	-	-	-	△ 3.1	△ 3.6	-	-
足立区	-	-	-	-	△ 3.6	△ 3.4	-	-
葛飾区	-	-	-	-	△ 1.6	△ 1.8	-	-
江戸川区	-	-	-	-	△ 5.7	△ 5.6	-	-
特別区平均	-	-	-	-	△ 3.4	△ 3.5	-	-

- 【備考】 1 実質赤字額、連結実質赤字額及び将来負担がない場合は、「-」と表記しています。
2 平均値は加重平均です。

第2章 財政運営上のルール

1 ルール設定の経緯

健全な財政を維持するためには、毎年度の予算編成に際して、政策的な経費も含め、基本的な歳出は税収など自治体の基本的な歳入の範囲で編成し、収支の均衡を図ることが必要です。

また、年度間の財源調整に積立基金を活用することで、財政運営の弾力性が増し、財政需要に的確に 대응することが可能となります。しかし、目黒区の積立基金の残高は特別区でも低い水準となっていることから、不測の事態などに対処できる積立基金残高の確保が必要となります。

そこで、区では、平成 24 年 10 月に、「①財政運営の基本と積立基金の維持」、「②積立基金の強制積立」、「③起債発行額の上限設定」の 3 つの財政運営上のルールを定めて財政運営に当たることを目指すこととし、平成 25 年度から運用を開始しました。その後、平成 26 年 10 月に 3 つのルールのうち、ルール 1 及びルール 2 についてレベルアップを図り、基本的な考え方は変えないものの課題や財政状況を踏まえて現在まで継続して運用を行ってきました。

このルールに則った財政運営により、平成 23 年度に 104 億円だった積立基金残高が令和 2 年度には 530 億円となり、平成 15 年度に 800 億円近くあった目黒区の特別区債残高が令和 2 年度には 120 億円を下回るなど、安定的な財政基盤の確立に一定の成果を上げることができました。

一方で、今後は小中学校を中心とした区有施設の更新や市街地再開発事業へ対応するために積立基金や特別区債をより活用していくことが想定されます。これを踏まえると、中長期的な視点では現行のルールには、起債の発行上限や学校施設整備基金の運用方法に課題があることから、将来にわたり安定的な財政基盤を維持できるよう 3 つのルールの見直しを検討し、その結果ルール 2 とルール 3 を見直すこととしました。

ただし、学校以外の区有施設更新が今後徐々に具体化していくこと、また、コロナの影響がいつまで続くのか見通すことが困難な状況であるなど、様々な課題があるため、今回見直したルールは、現在策定作業中の実施計画及び財政計画の対象期間である令和 4 年度から令和 8 年度までに取り組むこととし、両計画の次回策定の際に改めて見直すこととします。

■財政運営上のルールの変更履歴については P35 を参照

2 3つのルールと解説

(変更なし)

ルール1 財政運営の基本と積立基金の維持

各年度の予算編成は、基金に依存せず、その年度の歳入の範囲内で行うことを基本とします。やむを得ず基金を取り崩す場合でも、金額を極力抑制し、各年度末の財政調整基金の残高が最低でも 100 億円を維持するようにします。

目黒区財政調整基金条例では、設置目的について、「経済事情に変動その他により財源に不足の生じたときのため」と規定しています。こうしたことから、目黒区では財政調整基金のみを経済情勢の変動や不測の事態(災害など)へ対応するための基金として位置づけ、その残高について最低水準を定めることにしています。

特別区の令和 2 年度末の財政調整基金の平均残高は 311 億円で標準財政規模の 30.2%となっています。これに対し、目黒区の財政調整基金残高は 260 億円で標準財政規模の 37.5%となりました。区政への各種課題へはしっかりと対応した上で、財政調整基金への積立を確実に行った結果、特別区の平均を上回りました。一方で、今後は、高齢化の進行や子育て支援施策の拡充に伴う各種社会保障費の充実や、学校施設を中心とした区有施設の更新などと並行して、コロナ対策も継続して行っていくことから、基金残高が減少する可能性があります。

しかしながら、財政調整基金は経済情勢の変動や不測の事態に対応できるよう引き続き一定額を維持していく必要があります。

財政調整基金残高の適正な水準について明確な基準はありませんが、総務省が平成 29 年度に行った全国調査では、財政調整基金の積立の考え方として「標準財政規模の一定割合」と回答した市町村のうち「5%超～20%以下」とする回答が多かったことを踏まえて、このルールは引き続き標準財政規模の 14%程度に当たる最低 100 億円を維持していきます。

さらに、今後は特別区の平均的な水準も考慮し、将来に備えて目黒区の標準財政規模約 700 億円の 20%である 140 億円を超える財政調整基金残高を維持することを目指していきます。

■財政調整基金残高の将来予測(財政計画(素案))……第 3 章を参照

(現行)

ルール2 積立基金の自律的な積立

決算剰余金の2分の1の金額を翌年度の予算までに財政調整基金に積み立てます。併せて、決算剰余金の10分の1以上の金額を翌年度までに施設整備基金に積み立てます。

↓ 下線は変更点

(変更後)

ルール2 積立基金の自律的な積立

決算剰余金の2分の1の金額を翌年度の予算までに財政調整基金に積み立てます。併せて、施設整備基金と学校施設整備基金のそれぞれに決算剰余金の10分の1以上の金額を翌年度までに積み立てます。

これまでは、学校を含む全ての施設の整備経費を対象として施設整備基金の運用を行ってまいりました。その後、平成29年度に学校施設整備基金が創設され、寄付等の実績に基づいた積立のみを行ってきました。しかし、今後約30年間にわたって学校施設24校の更新を行っていくこととしており、必要な経費を試算すると総額で1,700億円を超える見込みです。このことから両基金の用途を明確化し、学校施設の整備経費に対しては、原則として学校施設の環境整備に要する資金に充てる基金となっている学校施設整備基金で運用を行うこととします。

このルールの変更により、例えば決算剰余金が20億円であった場合、10億円を財政調整基金に、2億円以上を施設整備基金に、同じく2億円以上を学校施設整備基金に積み立てることになります。

両基金を計画的に積み立てていく必要がありますが、施設整備基金と学校施設整備基金の残高に大きく差がある状況であるため、今年度策定予定の実施計画に掲載される整備経費等を踏まえ、施設整備基金から学校施設整備基金へ一部基金を組み替えることとします。

また、現在のルールでは、決算剰余金が確定した時点で歳入(繰越金の変更)と歳出(基金積立)を同時に処理することで、確実な積立と今後の財政収支見通しの立てやすさの観点から、積立の期限について翌年度までとしています。このルールは継続していきます。

なお、財政運営の弾力性を確保するために、取崩しについてはルールを設けませんが、取崩額が積立額を上回らないよう努力するなど、基金の積み増しを図るようにしていきます。

■財政調整基金の将来予測(財政計画(素案))……第3章を参照

■施設整備基金と学校施設整備基金の将来予測(財政計画(素案))……第3章を参照

(現行)

ルール3 起債発行額の上限設定

将来的な公債費の負担を軽減するため、起債については、1年間の発行限度額を 20 億円までとします。

↓ 下線は変更点

(変更後)

ルール3 起債の効果的運用

施設更新に当たっては世代間の公平性を確保するために起債を活用しつつも、将来的な公債費の負担を増大しすぎないようにするため、起債については実施計画期間 5 年間の発行限度額を 150 億円まで(年平均 30 億円)とします。

また、中長期的な視点から、毎年の公債費負担比率が 10%を上回らないようにします。

これまでのルールは将来の公債費負担の軽減を目的としたものであり、起債発行額の上限設定により公債費の縮減に一定の効果がありました。

現在の試算では、学校施設の更新経費は規模などによって幅があるものの一校当たりの平均では 70 億円を超える見込みであり、また、学校以外の区有施設の更新経費についても負担が見込まれます。そのため、世代間の公平性を確保するためにも起債については上限設定を緩和し、有効に活用していきます。また、工事の進捗により起債時期の変更などが生じる可能性があるため、発行限度額の単位を 1 年間から 5 年間とし、年度間調整を可能とする柔軟な運用を行います。

その一方で、将来の公債費負担が財政運営を圧迫しないよう、区債残高等を適切に管理していくことも必要です。

以上のことから、今年度策定予定の実施計画の期間である、令和 4 年度から令和 8 年度までの限度額を 150 億円とし、また、中長期的には財政運営を圧迫させないよう、公債費負担比率が 10%を上回らないようにします。

また、起債については、将来の公債費負担軽減のために抑制するだけでなく、区有施設の更新を円滑に進めるために有効活用していくという視点から、ルールの名称を「起債の効果的運用」に変更します。

■特別区債残高の将来予測(財政計画(素案))……第 3 章を参照

第3章 財政収支の見通しと財政計画の策定

1 今後の区の財政状況

現在わが国の景気は、コロナの影響により、依然として厳しい状況にあるなか、持ち直しの動きが続いているものの、そのテンポが弱まっているとされています。先行きについては、感染対策の徹底や、ワクチン接種が促進されるなかで、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、景気が持ち直していくことが期待される一方で、国内外の感染症の動向による下振れなど、景気を下押しするリスクも合わせて指摘されています。

区の歳入は、ワクチン接種による社会経済活動の回復が期待される一方で、新たな変異株のまん延に伴う新規感染者数の状況等により、コロナの収束を見通すことが困難であり、区の基幹財源である特別区税や特別区交付金など、歳入の大きな増を見込むことは現時点で難しい状況です。また、国の不合理な税制改正(法人住民税一部国税化、地方消費税清算基準見直し、ふるさと納税)により、60億円以上のマイナス影響が今後も続く見込みです。

歳出面では、ポストコロナを意識した新たな生活様式に即した取組の推進や、新たな基本計画及び実施計画に基づいた取組を確実に進めていく一方で、子育て支援施策の拡充等による社会保障経費の増や今後の学校を中心とした区有施設の更新経費負担が大きな課題となっています。

このような財政状況の下で、真に必要性・緊急性の高い事業に重点的に予算を配分しつつ、将来の新たな行政需要及び大規模災害や急激な経済変動などに対応するため、健全で持続可能な行財政運営を展開していくことが肝要です。

2 財政計画の策定に向けて

中期的な見通しを持って計画的な財政運営を進めるため、実施計画の策定に合わせて5か年の財政計画を策定しており、今回は、平成29年度の実施計画策定に合わせて財政計画を策定しました。

今後、現在進めている実施計画の策定作業や令和4年度(2022年度)予算編成作業に合わせて、財政計画(素案)を財政計画として最終的に策定していきます。

3 歳入・歳出の見通しと財政計画(素案)

以下の条件により今後5年間の歳入・歳出それぞれの見通しを立てました。

【歳入】

- ・特別区税収入は、各種経済指標や令和3年度の当初課税の状況、ふるさと納税の影響、税制改正、過去の実績等を加味し、推計しました。
- ・特別区交付金は、令和3年度当初算定額をベースとして、財源である調整税等の見込みや都市計画事業やまちづくり事業に係る経費、特別養護老人ホーム整備費等の実額算定分(態容補正)の増減などを踏まえ、算定しました。

- ・国庫支出金・都支出金は、「実施計画素案(令和 4 年度～8 年度)」や、主な補助対象事業などによる増減見込みを反映させました。
- ・特別区債は、「実施計画素案(令和 4 年度～8 年度)」上の起債などを反映させました。
- ・その他、各種交付金について、物価上昇見込みなどを反映させました。

【歳出】

- ・コロナ対応経費については、ポストコロナを見据えた新たな生活様式に即した経費を反映しました。
- ・人件費については、7 月 1 日付け現員現給数をベースとして、定年延長に伴う退職手当への影響や、区立保育所・児童館・学童保育クラブの民営化に伴う影響を反映しました。
- ・実施計画事業については、現在「実施計画素案(令和 4 年度～8 年度)」を取りまとめており、全 49 事業、5 年間の総事業費 466 億円余を計上しています。今後、事業費の精査を行いながら財政計画に反映していきます。
- ・その他、実施計画以外の一般事務事業費は、行財政運営基本方針に定める重要課題など、さまざまな区政の課題に対応していくために必要な経費を見込みながら、原則として一定の経費枠を設定して総額で管理するものとししました。

このような考え方で作成した令和 4 年度(2022 年度)～8 年度(2026 年度)の財政計画(素案)は次のとおりです。

目黒区財政計画(令和 4 年度～8 年度)(素案)

(単位:億円)

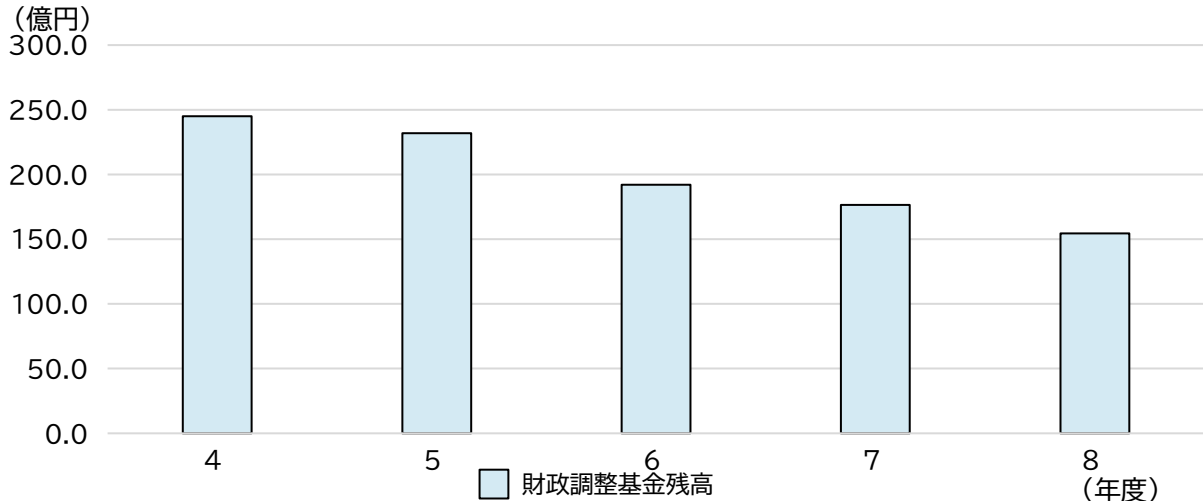
区分		令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	4～8年度 合計	
歳 入	区税収入	457.6	462.8	462.2	460.0	456.7	2,299.3	
	税外収入	649.2	630.9	658.3	642.4	650.0	3,230.8	
	内	一般財源	280.7	264.5	290.3	274.5	289.6	1,399.6
		特別区交付金	135.2	134.9	139.2	142.2	145.3	696.8
		繰越金	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0	100.0
		その他一般財源	125.5	109.6	131.1	112.3	124.2	602.7
	訳	特定財源	368.5	366.5	368.1	367.9	360.4	1,831.4
		国庫支出金	171.9	175.8	187.4	179.9	169.5	884.5
		都支出金	112.4	112.8	115.1	111.6	108.3	560.2
		その他特定財源	84.2	77.8	65.5	76.4	82.6	386.5
特別区債	15.6	10.4	12.4	25.4	51.4	115.2		
歳入合計	1,122.3	1,104.1	1,133.0	1,127.9	1,158.0	5,645.3		
歳 出	既定経費	868.3	856.4	859.8	857.1	881.9	4,323.5	
	人件費	人件費	173.8	161.0	173.3	158.0	171.9	838.0
		一般事務事業費	692.5	693.4	684.5	697.1	708.0	3,475.5
		予備費	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	10.0
	新規・臨時経費	254.1	247.7	273.1	270.7	276.1	1,321.7	
	新規・LU経費	新規・LU経費	6.8	8.5	7.6	6.7	4.8	34.4
		臨時経費(会計年度任用職員人件費)	35.1	34.7	34.2	33.9	33.3	171.2
		臨時経費	212.2	204.5	231.3	230.1	238.0	1,116.1
歳出合計	1,122.3	1,104.1	1,133.0	1,127.9	1,158.0	5,645.3		
※うち実施計画事業費分	77.5	75.7	104.4	101.4	107.6	466.7		

※この表は一般会計の基準によって作成しています。

■財政調整基金残高の将来予測(財政計画(素案))

(単位:億円)

区分 \ 年度	4	5	6	7	8
財政調整基金残高	245.0	232.0	192.2	176.6	154.5

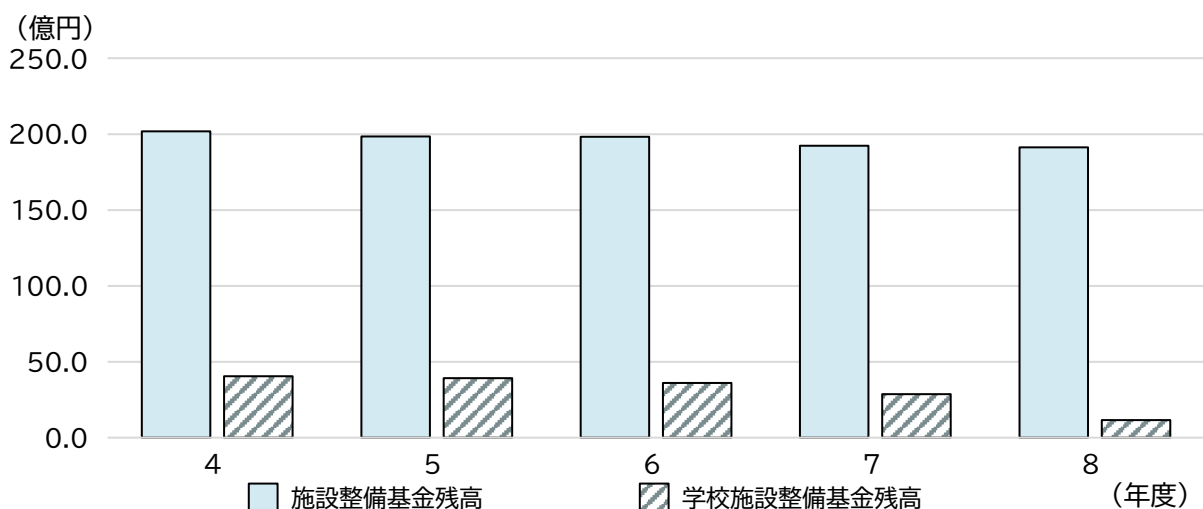


実施計画事業費や扶助費の増、ふるさと納税による区税収入の減などにより、財政調整基金残高は減少する見込みですが、財政運営上のルールに基づき、不測の事態に対応できるよう100億円の残高を確保していきます。

■施設整備基金と学校施設整備基金の将来予測

(単位:億円)

区分 \ 年度	4	5	6	7	8
施設整備基金残高	201.7	198.4	198.2	192.3	191.3
学校施設整備基金残高	40.5	39.1	36.0	28.7	11.6

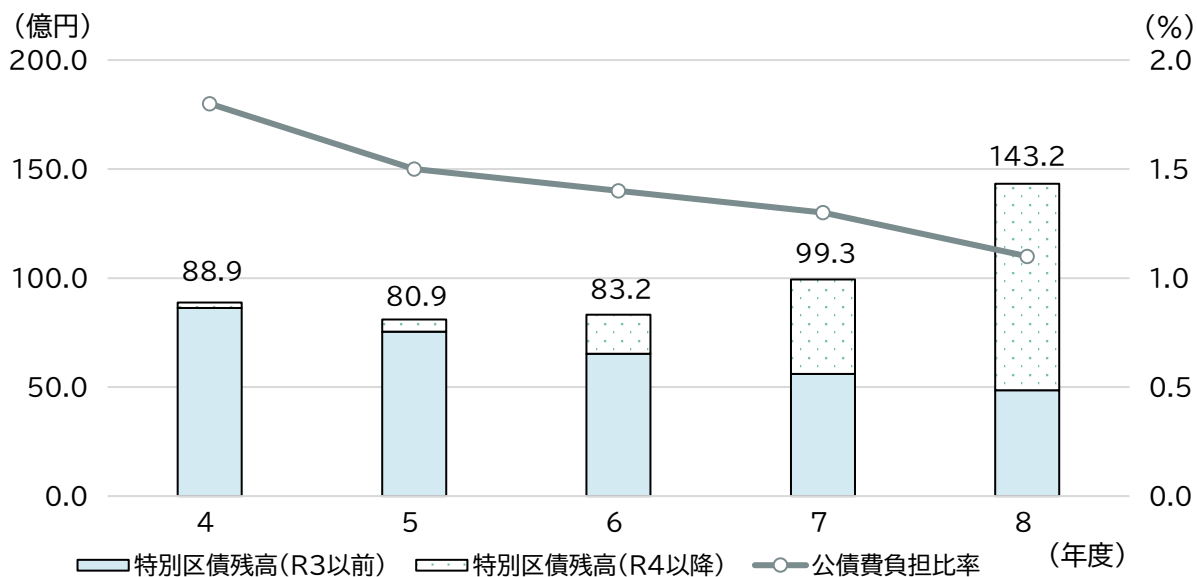


実施計画素案に計上されている文化ホール設備改修や学校施設更新に活用することにより、施設整備基金、学校施設整備基金ともに減少の見込みです。現在の試算では、学校をはじめとする区有施設の更新経費が見込まれるため、基金の活用額はさらに増加すると想定しています。

■特別区債残高の将来予測

(単位:億円、%)

区分	年度	4	5	6	7	8
特別区債残高		88.9	80.9	83.2	99.3	143.2
	うち3年度以前の起債	86.3	75.5	65.3	56.1	48.6
	うち4年度以降の起債	2.5	5.5	17.9	43.3	94.6
公債費負担比率		1.8	1.5	1.4	1.3	1.1



令和3年度以前に行った起債に係る特別区債残高が着実に減少していく一方で、令和6年度から学校の統合、学校施設の更新経費に関する起債を行っていく見込みです。

また、それ以降は、学校施設の更新経費について約30年の間、毎年起債を行うことが確実であり、その総額は1,100億円を超えると試算しています。さらに学校以外の区有施設の更新についても起債発行が見込まれることから、特別区債残高は増大すると想定しています。

公債費の負担が増大しすぎないようにするため、財政運営上のルールに基づき、公債費負担比率が10%を上回らないよう管理していきます。

参考3 積立基金残高と特別区債残高に関する試算(学校施設を毎年一校ずつ整備した場合)

以下の条件で令和9年度以降の試算を行いました。なお、学校以外の区有施設の更新経費は反映していないため、さらに特別区債残高の増、積立基金の減が見込まれます。

- ・ 一校当たりの学校施設の更新経費は、規模などにより大きく幅があるものの、総額で1,700億円を超えるという現在の試算をもとに平均額である74億円(工事費70億円、工事以外の経費4億円)と仮定

$$\text{更新経費 74 億円} - \text{工事以外の経費 4 億円} = \text{工事費 70 億円}$$

- ・ 一年当たりの起債額は、工事費から工事費に充当する補助金等(7億円)を除いた経費に対して、充当率75%で起債した場合の金額(47億円)と仮定

$$(\text{工事費 70 億円} - \text{補助金等 7 億円}) \times 75\% = \text{起債額 47 億円}$$

- ・ 積立基金の取崩額は、上記の経費から起債額を除いた金額(16億円)と仮定

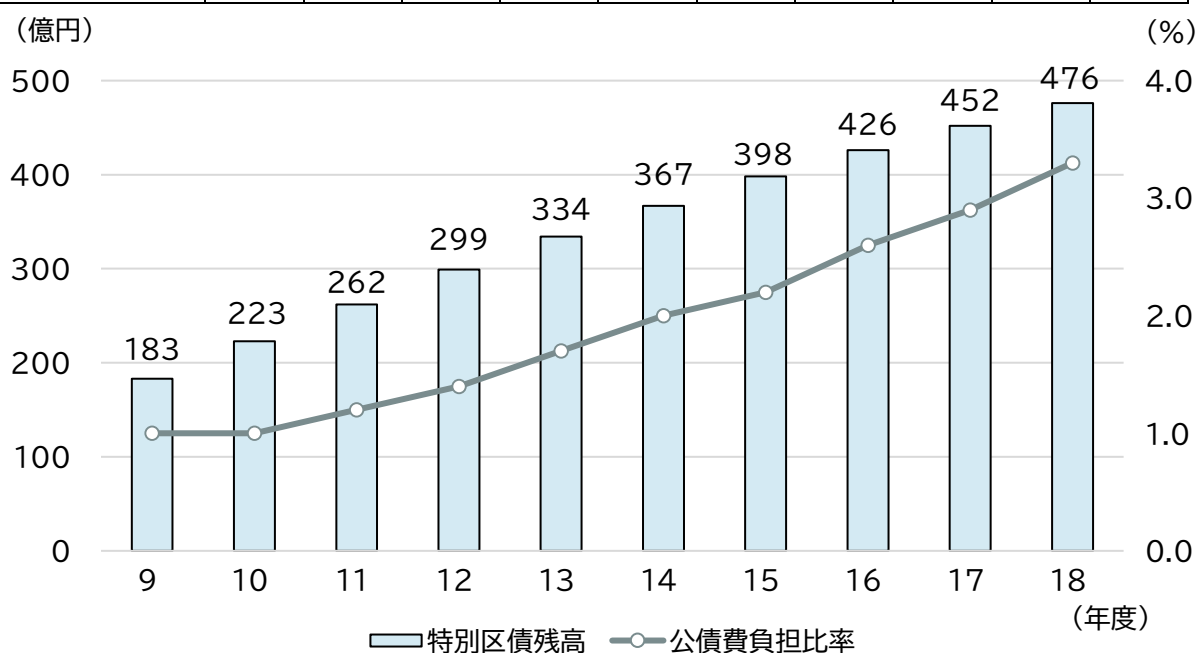
$$\text{工事費 70 億円} - \text{補助金等 7 億円} - \text{起債額 47 億円} = \text{積立基金取崩額 16 億円}$$

- ・ 財政調整基金は財政運営上のルールに基づき100億円を維持
- ・ 施設整備基金及び学校施設整備基金は上記試算に基づく取崩額、財政運営上のルールに基づく積立額を反映
- ・ その他の基金は財政計画(素案)における令和8年度末現在高を横引き

■試算1 特別区債残高と公債費負担比率の試算

(単位:億円、%)

区分	年度	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
特別区債残高		183	223	262	299	334	367	398	426	452	476
公債費負担比率		1.0	1.0	1.2	1.4	1.7	2.0	2.2	2.6	2.9	3.3

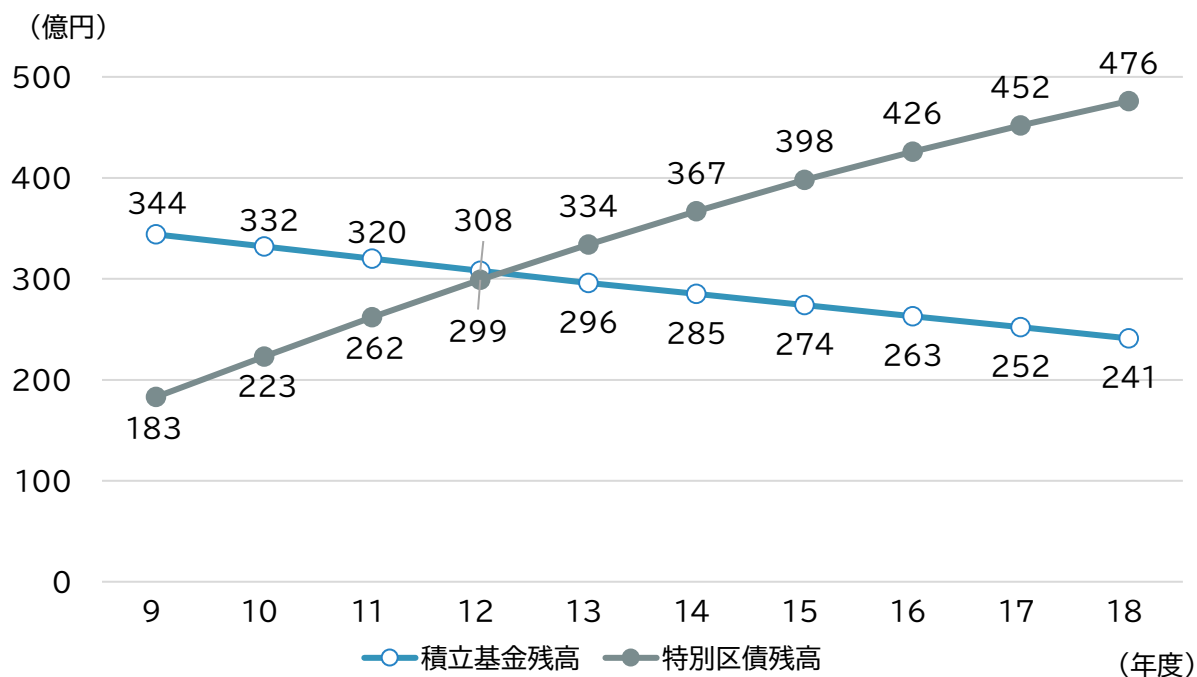


特別区債残高が徐々に高くなっていきますが、令和18年度までの試算では、財政運営上のルールに定める公債費負担比率の上限である10%には到達しない見込みです。

■試算 2 積立基金残高と特別区債残高の試算

(単位:億円)

区分 \ 年度	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
積立基金残高	344	332	320	308	296	285	274	263	252	241
特別区債残高	183	223	262	299	334	367	398	426	452	476



P14 のとおり、平成 27 年度以降は積立基金残高が特別区債残高を上回っていますが、令和 13 年度には再び特別区債残高が積立基金残高を上回る見込みです。

用語解説

■財政健全化に向けたアクションプログラム

平成 20 年度から平成 21 年度にかけて、世界規模での経済危機に起因する景気後退により、収入が大幅に落ち込みました。そのままでは財源不足が生じてしまう可能性があったため、財源不足を確実に回避し、将来にわたり区民サービスを安定的、継続的に提供していくため、「緊急財政対策本部における事業見直し」、「各部局における事業見直し」、「新行革計画(平成 24 年度～平成 26 年度)の策定」、「実施計画(平成 25 年度～平成 29 年度)の検討」の 4 つを柱としたアクションプログラムに取り組みました。

そのうち、「緊急財政対策本部における事業見直し」においては、831 事業を見直し対象とし、135 億円の財源を確保することができました。

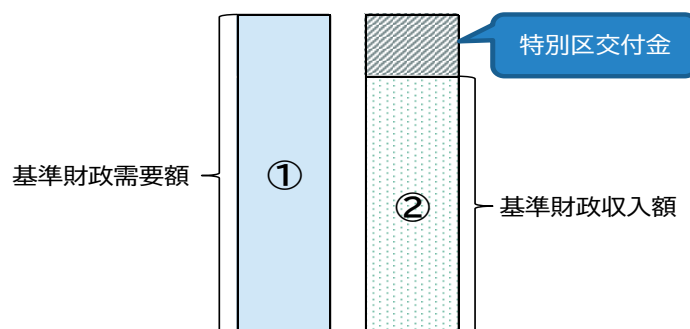
このような取組の結果、基金(貯金)を使い果たしてもなお財源が不足すると予想されていた状況が改善され、財源不足に陥ることなく、なおかつ平成 26 年度には財源活用可能基金(貯金)残高を 139 億円に回復させることができました。

■都区財政調整制度と特別区交付金

都区財政調整制度とは、都と区間の財源配分を行う制度です。特別区においては、大都市地域の行政に一体性・統一性を確保するという観点から、本来は市町村が行う事務の一部(例:消防・下水道等)を東京都が行っています。この財源として、市町村税である固定資産税、市町村民税法人分(法人住民税)及び特別土地保有税等(法人事業税交付対象額、固定資産税減税補填特別交付金)の収入額の合算額の 55.1%は特別区交付金として特別区に交付され、残りの 44.9%は都に配分されます。

交付金の配分率に関しては、児童相談所の設置に伴う特例的な対応として令和 2 年度から特別区の配分率が 0.1%増加しており、配分割合については令和 4 年度に改めて協議することとされています。

特別区交付金は、下図のとおり、人口などの区の規模に応じて必要なサービス量を積み上げた基準財政需要額(①)と、特別区税の一定割合などを積み上げた基準財政収入額(②)との差額が交付されます。



■一般財源

使い道が制約されない収入で、ここでは特別区税、地方特例交付金、地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、自動車税環境性能割交付金、交通安全対策特別交付金、特別区交付金などを指します。

■経常的経費・臨時的経費

毎年度、継続的かつ恒常的に支出される経費を経常的経費、突発的・一時的な行政需要に対する経費や不規則的に支出する経費を臨時的経費に分類しています。中でも人件費・扶助費・公債費が、経常的経費のうち大きな割合を占めています。

■経常的経費充当一般財源

経常的経費に充当された一般財源を指します。

■目的別歳出

行政目的に着目した歳出の分類であり、P7に記載の経費の内容は以下のとおりです。

社会福祉費……障害者の福祉などに関する経費

老人福祉費……高齢者福祉住宅などの高齢者の福祉に関する経費

児童福祉費……保育園などの児童の福祉に関する経費

生活保護費……生活保護に関する経費

衛生費……医療、公衆衛生等に関する施策及びごみの収集、処理等に関する経費

教育費……区立小・中学校や図書館などに関する経費

■基金(積立基金)

特定の目的で資金を積み立てるため設置するもので、年度間の財源を調整するための財政調整基金、将来の特別区債の償還のための減債基金のほか、現在、目黒区の普通会計上は次の積立基金があります。

施設整備基金、社会福祉施設整備寄付金等積立基金、三田地区街づくり寄付金等積立基金、奨学事業基金、区営住宅管理基金、サクラ基金、スポーツ振興基金、子ども・子育て応援基金、学校施設整備基金。

■特別区債

区が外部(政府資金、民間資金など)から資金を調達する長期の借入金のこと、施設建設などで多額の資金を要する場合などに発行します。長く利用される公共施設などについては、世代間の負担を公平にすることができます。

■公債費負担比率

公債費(地方自治体が借り入れた起債の元金及び利子の償還費)負担の程度を表す指標で、次の式で算出します。

$$\text{公債費負担比率(\%)} = \frac{\text{公債費充当一般財源}}{\text{一般財源総額}} \quad \leftarrow \text{公債費(一般財源分)(繰上償還分は除く)}$$

■経常収支比率

財政構造の弾力性を判断するための指標で、特別区税など経常的に収入される一般財源のうちどれだけが経常的経費に充てられているかを示します。次の式で算出します。

$$\text{経常収支比率(\%)} = \frac{\text{経常経費充当一般財源}}{\text{経常一般財源総額} + \text{減税補てん債等}} \quad \begin{array}{l} \leftarrow \text{経常的な支出} \\ \leftarrow \text{経常的な収入} \end{array}$$

■標準財政規模

地方自治体の標準的な状態で経常的に収入される一般財源の規模を示すもので、財政健全化判断比率などの財政指標を算定する際の分母に用いられる数値です。

財政運営上のルールの変更履歴

平成 24 年 10 月にルールを定め、平成 26 年 10 月にルール 1 及びルール 2 についてレベルアップを図りました。

(平成 24 年 10 月ルール設定)

ルール 1 財政運営の基本と積立基金の維持

各年度の予算編成は、基金に依存せず、その年度の歳入の範囲内で行うことを基本とします。やむを得ず基金を取り崩す場合でも、金額を極力抑制し、各年度末の財源活用可能な積立基金の残高が最低でも 60 億円を維持するようにします。

↓ 下線は変更点

(平成 26 年 10 月レベルアップ)

ルール 1 財政運営の基本と積立基金の維持

各年度の予算編成は、基金に依存せず、その年度の歳入の範囲内で行うことを基本とします。やむを得ず基金を取り崩す場合でも、金額を極力抑制し、各年度末の財政調整基金の残高が最低でも 100 億円を維持するようにします。

(平成 24 年 10 月ルール設定)

ルール 2 積立基金の強制積立

決算剰余金の 2 分の 1 の金額を翌々年度の予算までに積立基金に積み立てます。

↓ 下線は変更点

(平成 26 年 10 月レベルアップ)

ルール 2 積立基金の自律的な積立

決算剰余金の 2 分の 1 の金額を翌年度の予算までに財政調整基金に積み立てます。併せて、決算剰余金の 10 分の 1 以上の金額を翌年度までに施設整備基金に積み立てます。

(平成 24 年 10 月ルール設定)

ルール 3 起債発行額の上限設定

将来的な公債費の負担を軽減するため、起債については、1 年間の発行限度額を 20 億円までとします。

目黒区財政白書2021

区財政の現状と見通し

令和3年11月発行

発行 目黒区

編集 目黒区企画経営部財政課

目黒区上目黒2-19-15

電話 5722-9137(直通)